

議員全員協議会会議録

(令和8年2月20日)

愛 南 町 議 会

愛南町議会議員全員協議会会議録

本日の会議 令和8年2月20日(金)
招集場所 大会議室

出席議員

議長	吉田茂生	副議長	嘉喜山茂
議員	山本美佐	議員	田中純樹
議員	岡雄次	議員	尾崎恵一
議員	池田栄次	議員	石川秀夫
議員	金繁典子	議員	鷹野正志
議員	原田達也	議員	濱本元通
議員	中野光博	議員	吉村直城

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長	土居章二	主幹	尾川美保
--------	------	----	------

説明のため出席した者

町長	中村維伯		
副町長	木原荘二		
教育長	中尾茂樹		
(総務課)			
課長	濱哲也	主幹	小松一恵
課長補佐	近平高宜	主査	田中雅宏
(企画財政課)			
課長	清水雅人		
(企画財政課政策推進室)			
室長	桑原真也	主幹	好岡英樹
(消防本部)			
消防長	立花慶司		
(税務課)			
課長	山本光伸	課長補佐	小栗和也
(町民課)			
課長	飯田英功	課長補佐	久徳哲也
(農林課)			
課長	入江昌晃	主幹	畑田博光
(水産課)			
課長	山本正文	主幹	宮脇司

(建設課)

課長 吉村 克己 課長補佐 楠葉 哲也

(保健福祉課)

課長 中川 菊子 主幹 越智田 耕平

課長補佐 荒地 ミドリ

(子育て支援課)

課長 土居 純子 課長補佐 湯浅 良彦

主査 猪野 大輔

(学校教育課)

課長 坂本 一利 主幹 池田 大作

課長補佐 二神 裕暁

(消防本部庶務課)

課長 守口 庸夫 主幹 橋岡 政明

(消防本部防災対策課)

課長 上田 耕平 主幹 山口 秀一

主査 荒木 章太

本日の議員全員協議会に付した案件

【執行部報告】

- 1 高規格救急自動車（救急1号車）の更新について
- 2 トイレカーの購入について
- 3 防災アプリ（仮称）の構築について
- 4 赤水地区防災広場整備事業について
- 5 「主要漁港施設の耐震化を軸とした整備の基本方針」について
- 6 「JAえひめ南柑橘選果場再編整備等に関する助成」について
- 7 愛南町国民健康保険税の適正化について
- 8 愛南町保健福祉センター条例の一部改正について
- 9 インフルエンザ予防接種の見直しについて
- 10 出合いの場創出事業支援補助事業について
- 11 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について
- 12 保育所の休園について
- 13 児童福祉法等一部改正に伴う条例の一部改正について
- 14 指定管理候補者の選定について
- 15 非常勤特別職の報酬等の見直しについて
- 16 課設置条例の一部改正について
- 17 愛南町過疎地域持続的発展計画の策定について
- 18 愛南町教育世代児童生徒就学応援金支援事業について
- 19 愛南町学校の未来検討委員会について
- 20 平城小・城辺小・御荘中屋内運動場空調設備工事について

【議会協議】

- 1 重要案件抽出の協議について
- 2 令和8年度一般会計「議会費 議会運営事業」予算について
- 3 その他

開 会	9時00分
閉 会	12時17分

○嘉喜山副議長 皆さん、おはようございます。ただいまから議員全員協議会を始めます。

まず初めに議長より御挨拶を申し上げます。

○吉田議長 皆さん、おはようございます。朝早い時間からお集まりいただきましてありがとうございます。

今日は3月定例会に、20案件中19案件が定例会に上程される予定になっておりますので、皆様のほうで不明な点について質疑をしていただいて、なるべく迅速な審議に御協力をいただきますよう重ねてお願いを申し上げます。挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○嘉喜山副議長 続きまして、町長、お願いします。

○中村町長 皆様、おはようございます

令和8年第4回議員全員協議会の開催を依頼いたしましたところ、吉田議長には招集をいただき、また何かと御多忙の中、議員の皆様には御出席を賜り誠にありがとうございます。

初めに、先月の臨時議会において可決をされました、児童1人当たり2万円を支給する、物価高対応子育て応援手当につきまして、その後の進捗を御報告いたします。

本事業は、物価高騰の影響を強く受ける子育て世帯に対し、一刻も早く支援を届けたいという強い思いの下、全庁挙げて迅速な執行に取り組んでまいりました。その結果、1月30日付で無事に支給を開始することができました。1月中の支給開始は県内市町で唯一、かつ最速の対応であり、町民の皆様にとりましても非常に大きな安心感と生活支援につながったものと自負をしております。迅速な予算成立に御協力をいただきました議員各位に深く感謝申し上げます。

次に、本町の基幹産業である水産業が直面しておりました、麻痺性貝毒への対応について申し上げます。

本年1月下旬、愛媛県によるモニタリング調査の結果、御荘湾の養殖カキから国の規制値を超える貝毒が検出されました。これを受け、本町では県の指導の下、直ちに御荘湾で生産された二枚貝について出荷自主規制を講じるとともに、迅速な情報発信に努めてまいりました。食の安全こそが消費者からの信頼の根幹であるとの信念の下、愛南漁協と緊密に連携し、徹底した管理体制を敷いた結果、幸いにも健康被害の報告はございませんでした。しかしながら、出荷停止が続く中、生産者の皆様の心労や経営への影響を思うと断腸の思いでありました。

こうした中、先般の検査において数値が基準値を下回り、安全性が確認されたことから、19日をもって出荷規制が解除される運びとなりました。これに伴い、開催が危ぶまれておりました牡蠣まつりにつきましても、関係各位の御尽力により、2月28日、3月1日、両日に開催する旨の決定をいただいたところであります。苦境を乗り越え、民間の活力によって実施されることは大変心強く、生産者の皆様の底力と、水産業にかける情熱を改めて実感した次第です。

さて、本日は3月定例議会に提案予定の案件など、20件の事前報告や説明を担当課長等からさせていただきますので、御意見等よろしくお願いたします。

以上で開会の挨拶とさせていただきます。

○嘉喜山副議長 ありがとうございます。

ここからの進行は議長をお願いいたします。

○吉田議長 それでは早速、入りたいと思います。

まず、第1点、高規格救急自動車(救急第1号)の更新について、理事者の説明を求めます。
立花消防長。

○立花消防長 失礼します。それでは資料1により、高規格救急自動車(救急1号車)の更新について説明をいたします。

初めに、1の政策の発生源・提案に至るまでの経緯についてですが、現在配備しております

救急1号車は購入から15年以上経過しており、車両の老朽化などにより不測の故障リスクが高まり、迅速かつ安全な救急活動に支障を来すおそれがあります。このことから、国庫補助の緊急消防援助隊設備整備費補助金を活用して、車両及び資機材等の更新を行うものです。

次に、2の事業の概要についてですが、現救急1号車の経過年数は、昨年12月末現在で15年8か月、走行距離は16万1,387キロメートルであります。近年、救急の出場件数は増加しており、令和7年はこれまでで最も多い1,327件でありました。救急1号車の年間の出場件数・走行距離数は記載のとおりです。救急の出場件数の増加に伴い、救急車の同時出場件数も増加しております。また、参考として、救急1号車の過去5年間の修理履歴を記載しております。

(2)の救急車両の更新基準についてですが、経過年数は13年から15年、走行距離は15万キロメートルとしております。下段の写真は、現有の救急1号車の写真であります。

2ページ、(3)の更新後車両及び事業費についてですが、更新後の車両は高規格救急自動車電動ストレッチャータイプを予定し、近年増加傾向にある救急出場に対し、女性隊員の活躍や負担の軽減、及び安全性を高め、さらなる救急体制の強化を図ります。事業費は4,916万2,400円を見込み、令和8年度当初予算に計上する予定であります。

3の総合計画との整合性は、記載のとおりであります。

4の他の自治体の類似する政策との比較検討についてですが、県内他消防本部の救急車の更新基準は、経過年数では8年としているのが2消防本部、10年としているのが4消防本部、13年としているのが2消防本部、15年としているのが4消防本部、走行距離では20万キロメートル以上としているのが6消防本部であります。

5の関係ある法令及び条例は、記載のとおりです

6の財源措置についてですが、更新に当たっては、国庫補助の緊急消防援助隊設備整備費補助金1,508万1,000円、過疎対策事業債2,160万円を見込んでおります。

最後に、7の将来にわたるコスト計算についてですが、燃料費を除き、車両の法点検、機材の保守管理や点検の経費として、年間31万9,000円を見込んでおります。

なお、緊急消防援助隊設備整備費補助金を活用する予定であることから、更新後の新車両は、国内で大規模災害が発生した場合、被災地からの要請を受け、被災地に応援出動する緊急消防援助隊車両に登録する予定であります。

以上で高規格救急自動車の更新についての説明を終わります。

○吉田議長 説明が終わりました。

何か質疑はありますでしょうか。

石川議員。

○石川議員 これは随意契約なんですか。

○吉田議長 立花消防長。

○立花消防長 入札で執行する予定であります。

以上です。

○吉田議長 ほかに質疑はありますか。

鷹野議員。

○鷹野議員 救急車3台、同時出場が33件と増えております。更新するのはよしとして、救命救急士ですね、常に3人を常備しているのか。もし救急車が新しくなっても、救命士が同乗できないということも可能性はあるのかどうか、その辺をお伺いします。

○吉田議長 立花消防長。

○立花消防長 救命士の確保人数についてですが、基本的には3人の確保を基本としておりますが、日々の業務あるいは活動訓練等によって不在になる場合もございます。そういった場合に、急遽出動要請があった場合は、緊急の非常招集を行って対応することとしております。

以上です。

○吉田議長 鷹野議員。

○鷹野議員 この購入とはちょっと違うかも分かりませんが、やはり消防吏員を確保できるような体制は取るべきだと思うので、今後その辺は考えてほしいと思います。

以上です。

○吉田議長 ほかに質疑はありますか。

なければ1について、高規格救急自動車（救急1号車）の更新についてを終わります。

次に、トイレカーの購入について、理事者の説明を求めます。

上田防災対策課長。

○上田防災対策課長 それでは防災対策課から、トイレカーの購入について御説明いたします。

資料2を御覧ください。

1の政策の発生源・提案に至るまでの経緯についてですが、こちらは国の補正予算によりまして、地方創生対策支援策として地域未来交付金が創設され、この交付金の事業メニューに地域防災緊急整備型というものがあります。また、現在、愛媛県及び20市町において、災害時におけるトイレカー等の相互応援に関する協定の締結を行っております。本町はトイレカーを保有していないため、トイレカーを保有する必要性が高まっています。このような状況から、交付金を活用してトイレカーを購入し、避難生活環境の改善及び災害対応力の強化を図りたいと考えております。

2の事業の概要ですが、本町は、南海トラフ地震・津波による被害が想定されているため、災害時は避難所生活を余儀なくされ、既設のトイレが使用できない可能性もあります。そのため、トイレカーを整備し、非常時に備えたいと考えております。また、平時は防災訓練や各種イベント等に利用していただき、住民への周知及び防災意識の向上を図ってまいります。

3の総合計画との整合性についてですが、総合計画に掲げます、政策4、施策2、基本事業4の「災害対応力の強化」によるものです。

4の他の自治体の類似する政策との比較検討についてですが、県内の近隣自治体におけるトイレカー等保有状況を確認した結果、宇和島市、西予市、八幡浜市、大洲市は既に導入済みで、今年度中に愛媛県及び9市町が保有する状況となっております。

5の町民参加の有無とその内容についてですが、平時は防災訓練や各種イベント開催時にトイレカーを配置し、住民に利用していただきたいと考えております。

6の事業費・財源措置についてですが、総事業費は2,770万1,000円となっております。内訳としましては、①のトイレカー、洋式男女各1室と小便器1室のタイプですが、こちらが1台、1,403万7,000円、洋式1室と事務室兼休憩室のタイプが1台、1,366万4,000円となります。財源につきましては、地域未来交付金地域防災緊急整備型が国費2分の1で1,330万4,000円、一般補助施設整備等事業債が1,190万円となり、町の一般財源は249万7,000円になると想定しております。予算の措置につきましては、今年度3月補正予算に計上し、繰越事業として想定しております。

7の将来にわたるコスト計算についてですが、ランニングコストとしまして、車両の定期点検、燃料費等に係る維持管理費用と、汚泥のくみ取り費用が発生すると想定しております。

3ページを御覧ください。

こちらが、①のトイレカーの見取図となります。右上の図面で説明しますと、車体の左側から入るトイレ①が女性用、車体の後部から入る②と③が男性用となります。

4ページを御覧ください。

こちらが、②のトイレカーの見取図となります。右上の図面で説明しますと、車体の左側から入るトイレが1つ、車体の後部から入るのが事務室兼休憩室となります。②のテーブルを取

納することにより、①がベッドとして使用できることとなります。

以上、トイレカーの購入についての説明を終わります。

○吉田議長 説明が終わりました。

何か質疑はございますでしょうか。

池田議員。

○池田議員 このトイレカーの保管場所はどこに保管するかというのを、どういうふうに想定されておりますか。

○吉田議長 上田防災対策課長。

○上田防災対策課長 正直なところ消防本部の敷地内は手狭になっておりますので、今考えておりますのは、旧幼稚園跡地のところの駐車場に車庫を構えて保管したいと考えております。

○吉田議長 ほかに質疑。

池田議員。

○池田議員 もし理想的と考えるのは、指定避難所とか。というのはトイレカー、移動せんといけんのので、全然、避難所でもないところに保管しておって、いざ地震・津波が来たときに、必要なところに移動できるかというのを考えたときに、やっぱり必要なところに保管しておくのが、あと管理の問題とかいろいろあるかと思いますが、そういうのもちょっと考慮に入れていただきたいと思います。

○吉田議長 上田防災対策課長。

○上田防災対策課長 保管場所については、そういったことも検討させていただいて、一番有効的な配置でさせていただきたいと思います。

ただ、平時にも活用するということがありますので、ふだん、もし使うときに、なかなか使いに行くのが難しいようなところには配備しにくいとは思いますが、その辺りも考慮させていただいたらと思います。

以上です。

○吉田議長 ほかに質疑ありますか。

金繁議員。

○金繁議員 トイレカーの購入、災害時に活躍できると思うので、備えること自体はいいと思うのですが、台数的に2台なので、池田議員の質問にも関連するんですけど、実際に災害時にどのような地域で一番有効に活用できるのか。自分で考えるには町なかとか、もしくは海岸線沿いで、避難場所もすごく狭くてというようなところだと思うのですが、想定としてはどのような場所に、どのように使おうとされているのか、お願いします。

○吉田議長 上田防災対策課長。

○上田防災対策課長 まず前提としましては、もし避難所に避難した場合に、その避難所にトイレが使用できる状態なのかということが一つ問題あるかと思います。それと、当然ながら道路が通れなければ、そこにはトイレカーは行くことができないと思います。その辺りを考慮して、最初に行くべきところはどこなのかというのを、そのときに判断して配置するような形になるかと思います。

あと、当然ながら、これは町内に限らないのですが、ほかの、日本の町外とか県外とかで災害があったとき、そういったときに応援するというのも一つ可能性としてありますので、そういったことも活用していきたいと考えております。

○吉田議長 ほかに質疑はありますか。

山本議員。

○山本議員 このトイレカーなんですけれども、2つ、男女別のトイレがあるのと、休憩室と事務室がある、トイレを別にしたもので、多分、2台で、もちろん避難所とかに行くこともあれば、もしかしたらばらばらで、ちょっと2つ、トイレを使えないところがあるのでばらばらで行く

かもしれないということもあると思うんですけど、この別々の違う車両にした理由というのを教えていただいてもいいですか。

○吉田議長 上田防災対策課長。

○上田防災対策課長 まず、トイレが男女別の3基あるタイプ、こちらにつきましては、まず避難所に配置するというのを想定しております。

もう1台のトイレが1基しかないタイプ、こちらについては、例えば我々、防災対策課がほかの市町に援助に行くというときには、その現地には、建物はあってもトイレはない状況であるとか、なかなか難しい生活環境のところで支援しないとイケない。そういうときにはこちらのトイレカーを使わせていただくということが一つ、それからもう一つが平時の使い方なんですけど、この事務室のほうにつきましてはエアコンがあります。近年、温暖化で、スポーツイベント等を行う際には必ずエアコンのついた救護室を設けるということが国で示されております。そういったところでも活用できるのではないかと考えております。

○吉田議長 ほかに質疑はありますか。

田中議員。

○田中議員 これ給水で100リットルで、便槽タンク260リットルとあるんですけど、大体どれぐらい、何人分というか。例えば、その規模にもよると思うんですけど、容量が何日ぐらい使えるというのと、あと、便槽タンクがいっぱいになったときに、平時は問題ないとは思いますが、緊急時の場合にどうやって便槽タンクを処理するのかという、ちょっと教えていただきたいんですけど。

○吉田議長 上田防災対策課長。

○上田防災対策課長 まずこの便槽ですが、大体、1日100回程度が想定されております。当然ながらくみ取りは必要になりますので、バキュームカーでくみ取りをしていただくのが基本にはなりますが、最悪の場合は緊急的にこの車で排出することもできるようにはなっております。ただそのときには排出先をちょっと用意する必要があるかと思えます。

以上です。

○吉田議長 ほかに質疑はありますか。

ないようなので、これで2のトイレカーの購入については終わります。

次に、防災アプリ（仮称）の構築について、理事者の説明を求めます。

上田防災対策課長。

○上田防災対策課長 それでは、引き続き、防災対策課から防災アプリ（仮称）の構築について御説明いたします。

資料3を御覧ください。

1の政策の発生源・提案に至るまでの経緯ですが、各種災害への備えや災害発生時において情報伝達はとても重要です。また、近年はスマートフォンの普及率が高まり、情報発信ツールとしての活用が他市町でも推進されています。そこで、本町においても防災アプリ、仮称ですが、構築し、各種災害に備えるものであります。

2の事業の概要ですが、防災アプリと称していますが、防災に限らず町の事業全般について情報発信できるアプリの構築を目指しています。また、現在、防災行政無線で周知している情報についても、このアプリとリンクさせることにより、いつでも確認することができるようにしたいと考えております。

3の総合計画との整合性ですが、政策4、施策2、基本事業1「家庭の防災力の向上」及び4「災害対応力の強化」によるものです。

4の他の自治体の類似する政策との比較検討ですが、既に整備されています松山市、東温市、宇和島市などのアプリを参照し、検討を行っています。参考までに、2ページに3市のアプリ画面を掲載しています。

5の町民の参加ですが、現在、設立を目指しています防災士会に意見を求める予定にしております。

6の関係ある法令及び条例ですが、災害対策基本法第5条に基づき行うものです。

7の事業費・財源措置ですが、この事業費は、国の地域未来交付金を活用しております。この申請書を申請した段階では第2世代交付金でありました。交付率は2分の1であります。総事業費は3,260万9,500円、そのうち交付金が1,630万4,000円、一般財源が1,630万5,500円となります。

8の将来にわたるコスト計算ですが、アプリの維持管理費が毎年必要となります。年約130万円程度になると見込んでおります。

以上、防災アプリ（仮称）の構築についての説明を終わります。

○吉田議長 説明が終わりました。

何か質疑はありますでしょうか。

池田議員。

○池田議員 すばらしいことだと思うんですが、これ、説明にもあったように、将来的には統合したような総合的なアプリにするという計画だと思うんですが、ぜひとも宇和島市のように、子育て、健康、全てを、全ていうかも、網羅できるものを一つにしたアプリに。当初はどのようなのでスタートするかはちょっといろいろあると思いますが、していただきたいと思う。

というのが、アプリが物すごく、それぞれあったら、これは大変、発信するほうはそれぞれに発信するんやけど、大変なので、せっかくなので、つくったアプリを有効に使えるように、一つのアプリでほぼ全てが網羅できるような構築をしていただきたいと思いますが、よろしく願います。

○吉田議長 上田防災対策課長。

○上田防災対策課長 こちら防災アプリと名前は今称しておりますが、最初の段階から町全体の情報を載せるスーパーアプリを開発するという想定しております。今現在、各課にどのような情報が載せられるのかというのは、調査は始めているところです。

○吉田議長 ほかに質疑はありますか。

山本議員。

○山本議員 こちらのアプリなんですけど、アプリの町民のダウンロードの想定はどのぐらいを見込んでいますか。

○吉田議長 上田防災対策課長。

○上田防災対策課長 国のこの交付金を活用するときには、KPIと申しまして、実績が求められます。今現在その実績は、町民の約10%を目標値と定めております。これがもしできましたら、当然ながら消防団の方ですとか、防災士の方ですとか、自主防災組織の方にはまず、必ず入っていただくようなことで取組を進めて、そこからどんどん広げていければと考えております。

○吉田議長 ほかに。

山本議員。

○山本議員 すみません、そうしたら10%を目標ということで、残り、このアプリを取れない方についてのサポートというか、そういうのはどう考えておられますか。

○吉田議長 上田防災対策課長。

○上田防災対策課長 まず、スマートフォンを使っていない方が、多分、一定数おられます。また、当然ながら見えなかったりとか、なかなか情報を得ることが難しい方はおられると思います。ですのでそういった方については、また違う方法が、どういうことができるのかは、今現在、お答えできるものはないんですが、その辺りも当然ながらサポートできるような体制は考えていると思っております。

○吉田議長 ほかにありますか。

田中議員。

○田中議員 これは最終的に、もう数年先とかではなくてもうちちょっと先になると思うんですけど、防災行政無線の代わりになるよねというふうにちょっと僕は思ったんですけど、取りあえず行くと、防災行政無線でかかるコストというのと、このアプリの維持費というのが同時にかかってくると思います。なので、想定で行くと防災行政無線というのをいつまで続けられるかという何か考えはございますでしょうか。

○吉田議長 上田防災対策課長。

○上田防災対策課長 今現在、まだそこまでは考えておりませんが、まず、外の拡声機の部分については我々防災対策課の担当になりますが、中の戸別受信機、そちらになりますと今、総務課の担当になっております。ですので、総務課と協議しながら、今後こういった形で情報周知の方法を効率化させるのかということとは考えていきたいと思っております。

以上です。

○吉田議長 ほかにありますか。

金繁議員。

○金繁議員 便利になると思うんですが、利用者想定が10%ということなんですけど、この前も私たち研修を受けたんですけど、スマホを使っている年代、やっぱり70代でもほぼ、かなりの割合の方がスマホ自体は使っていて、80代もそこそこ使っているという状態で、若い人はもちろんほぼ100%なんですけど、なので、そういう、どちらかと言えば御高齢の方たちがこのアプリを使えるようになるための、つなぐ努力を自治体によってはかなりされていて、例えば神山町とか、常にアクセスしてもらえるように、一対一でこう話して、伝えて、実際に使えるようになるということまでされているので、防災対策課ではなくてそれは総務課になるんだとは思いますが、そういうことも今後は必要になってくるのかなと思っていて、準備していただけたらと思います。お願いします。

○吉田議長 上田防災対策課長。

○上田防災対策課長 10%というのはあくまでも国の交付金の分です。当然ながら、一人でも多くの方にやっぱりアプリを使っていただくということが一番大切だと思います。例えば高齢者の方ですと、今ですと地域包括とかが、サロンとかで一応、一緒に活動とかをされておりますので、そういった場所に一緒に行ったりすることで周知等、また使い方等を広めていきたいと思っております。

以上です。

○吉田議長 ほかに質疑はありますか。

嘉喜山副議長。

○嘉喜山副議長 これ最終的に、全般的な情報を統合して使えるようなアプリにしていくということなんですけど、その場合に、じゃあホームページとの関係はどうなるのかちょっと不思議に思うんですけど、その辺はどう考えていますか。

○吉田議長 上田防災対策課長。

○上田防災対策課長 ホームページと内容がかぶる部分も出てくるのかなとは思いますが、ただ、全てがアプリに移行するということはなかなか難しいのではないかと思いますので、その辺りにつきましても総務課と協議しながら、どこまでをすみ分けするとか、最終的にホームページがなくなるということはないと思うんですが、そういった、両課で調整しながらやっていきたいと考えております。

○嘉喜山副議長 ぜひともそうお願いします。

○吉田議長 ほかに質疑。

石川議員。

○石川議員 この防災アプリは、新しい、新しいというか情報が来た際に、災害のとき等もですけども、これはプッシュ通知も入っているという認識でよろしいんですか。

○吉田議長 上田防災対策課長。

○上田防災対策課長 必要な情報につきましてはプッシュ通知も考えております。
以上です。

○吉田議長 ほかに質疑はありますか。

木原副町長。

○木原副町長 先ほど田中議員が、防災行政無線との連携のお話をされた件で、まさに今回のこのアプリを導入する一つの目的というか、大きな目的は、それぞれ各家庭で防災あるいは行政の情報伝達手段として利用していただいている音声告知端末の費用軽減というか、実は現在、もう既に町内で固定電話を廃止されている家庭が約1,500世帯を超えております。ただ、そういう家庭についても音声告知端末を外すことができない状況にあるので、その通信料を現在、町で負担をしております。固定電話がある世帯については、当然、固定電話の経費を個人がお支払いをいただいているので、そのままいいんですけど、もう固定電話を廃止したところについては、IP告知端末がなくなってしまうと情報伝達ができないので、維持・継続するために町が負担をしています。その費用が、今回も3月の補正予算で計上しておりますが、相当高額な費用となっております。ですから、今回、一時的に導入時に一般財源1,600万円かかるんですけど、その費用を十分賄うほどの、毎年、費用発生があるので、ぜひアプリを使用して、アプリに移行していただければ、その1,500世帯の経費を相当軽減できるということなので、今回、一気にもうアプリを導入して、アプリでの情報伝達を選択してくれる家庭を増やすことによって、その費用を軽減したいと考えて取り組んでおります。

以上です。

○吉田議長 ほかに質疑はありますか。

ないようなので、これで3の防災アプリの構築についてを終了します。

続きまして、4番、赤水地区防災広場整備事業について、理事者の説明を求めます。

吉村建設課長。

○吉村建設課長 資料4、赤水地区防災広場整備事業について、造成工事等を担当します建設課より御説明いたします。

1の政策の発生源・提案に至るまでの経緯は、本町では今後30年以内に発生確率が高い南海トラフ巨大地震発生時に、最大17メートル程度の津波が約20分以内に到達すると想定されており、市街地及び集落の多くが浸水想定区域に含まれ、人的被害のみならず、住宅及び産業基盤並びに公共施設への甚大な影響が懸念されております。

このことから、赤水地区におきましても多くの住宅等が浸水想定区域内にあるものの、地区内に指定避難所はなく、また、津波一時避難場所となる高台へ避難する必要があります。

このため、愛媛県愛南土木事務所において施工予定であります赤水バイパス新設工事、約1.3キロメートルで発生する残土を、谷部に埋める形となる残土処分場を有効利用し、南海トラフ巨大地震等の大規模災害時に仮設住宅建設用地としても利用可能な防災広場を整備するものとしております。

2の事業概要は、(1)の用地買収費として347万2,771円を予定しており、愛南土木事務所が工事に必要な用地買収を行う令和8年度同時期に、町としても17筆7,421平方メートルの用地買収をするものであります。(2)の造成費は、赤水バイパス新設工事残土処分場が完成する同時期に、約4,200平方メートルと3,100平方メートルの2か所の防災広場予定地を、表層工及びU型水路等の地表排水を造成するものであり、現在の工事費で積算しますと2,500万円の造成費がかかるものと考えております。また、防災広場の利活用としましては、現在では、一時避難場所及び仮設住宅建設が想定されております。

3の総合計画との整合性は、施策4—2「防災・減災対策の推進」の関連事業としております。

4の他の自治体の類似政策との比較検討はしておりません。

5の町民参加の有無とその内容は、令和6年度に防災広場協議を赤水地区区長と行い、また、赤水バイパス新設工事地元説明会に合わせ、関係者の方々に事前提案をさせていただいております。

6の関係ある法令及び条例につきましては、該当はありません。

7の事業費及び財源措置は、(1)の事業費は、用地買収費を対象に347万2,771円を令和8年度当初予算に計上させていただいております。(2)の財源措置は、①一般財源347万2,771円とさせていただいております。

8の将来にわたるコスト計算は、防災広場完成後の草刈り作業等の維持管理費が必要となります。

次に、赤水バイパス新設工事も含め御説明いたしますので、2ページをお開きください。

上段に赤水バイパス完成イメージ図を添付しており、中央部、赤色枠線で囲んだ2か所が防災広場予定箇所となっております。また、青色着色部分が津波浸水想定区域を示しております。下段に防災広場横断図を添付しており、工事区分としまして、赤色着色部分が町の施工予定区分であり、表層工及び地表排水の部分となります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○吉田議長 説明が終わりました。

質疑はありますでしょうか。

池田議員。

○池田議員 これ残土処理場を兼ねると、県のバイパス工事の残土処理場を兼ねてということの理解でよろしいでしょうか。

○吉田議長 吉村建設課長。

○吉村建設課長 そのとおりです。

○吉田議長 池田議員。

○池田議員 バイパス工事1.3キロといたら物すごい、かなりの工事期間がかかると思うんですが、その辺の見込みというか、2か所、広場として活用するということで、残土処理場としてやるということは、工事がある程度進捗するまでは広場も完成しないということなんですか。その辺のこう、計画といいますか、見通しをお願いします。

○吉田議長 吉村建設課長。

○吉村建設課長 今、赤水バイパスの新設工事の概要についてなんですけど、現在におきまして、令和7年は用地測量、物件調査、また令和8年から9年にかけても同じ調査等と、あと補償、用地補償と物件補償が入ってきます。また、工事につきましては令和10年から令和20年という形で、県のほうはお聞きをしております。総事業費につきましては約9億円というお話を聞いております。

町としましても広場、残土処理場が完成するときに、同時期に工事を行うという形で考えております。

以上です。

○吉田議長 ほかに質疑。

池田議員。

○池田議員 すいません、これ表層工事ということで、表層盛土のことですね。舗装したりとかそういうあれではないということですね。分かりました。

そうしたら、令和10年から20年の間に、どこが早くなるか、1か所できるとか2か所、完成するのはバイパス完成の残土搬出が終わった時点で完成ということよろしいんでしょう

うか。それと、残土で賄えるというのはちゃんと裏づけがあるんでしょうか。

○吉田議長 吉村建設課長。

○吉村建設課長 残土につきましては、愛南土木事務所のほうでその土量について計算した上で、その2か所については十分賄えるという形になっております。

また、完成時期というところになると思いますけど、完成時期につきましては、道路部分につきましては最終的に全線、構造物が入った上で、舗装工事が最終年度に来るんだらうと予想はします。そのときまでに、なるべくなら残土処理場を、その2か所につきましては早めの手をつけていただいて、その部分で使えるなら早く使いたいという形でまたお伝えはしております。

以上です。

○吉田議長 ほかに質疑。

金繁議員。

○金繁議員 防災広場整備は大切なことなんですけれども、教えてください。この2に横断図があるんですけど、この県の事業部分というのが盛土工と、残土を活用することなんですけど、こういう高台というか、高いところに盛土をすることによって、実際に地震があったときにそれが崩れてくるとかいう危険性というのはないんですか。

○吉田議長 吉村建設課長。

○吉村建設課長 その場合につきましては、道路設計時において十分精査した上で設計しておりますので、大丈夫だと考えております。

○吉田議長 ほかに質疑はありますか。

岡議員。

○岡議員 この工事は海岸沿いに住む私たちにとっては非常に羨ましいなという限りでございしますが、この赤水地区が避難訓練をする中で、こういうふうな要望があったのかどうか。当然、私たちの地域におきましてもやっぱりこういうふうな、同じような状況が考えられますので、たまたま工事があったのでそこという、当然、その地区からの要望があつての上の話なんでしょうか。お伺いいたします。

○吉田議長 吉村建設課長。

○吉村建設課長 まず初めにバイパスの話が土木事務所のほうで、どこにどう造るかというお話がありまして、その後、土木事務所としても残業処分場がなければ外部に搬出というところで、事業費が重なるという御相談を受けております。

それをもちまして、地元区長等とお話をしまして、その部分、地区内で残土処分場を町のほうで賄って、避難場所を造りたいという形で協議をさせていただきました。地元のほうも、もちろんそれにつきましては必要であるという形で、協議の上、やらせていただいております。まずは道路というところが基本的にはなっております。

○岡議員 了解しました。

○吉田議長 ほかに。

鷹野議員。

○鷹野議員 この計画は恐らく2年ぐらい前から話はあつたと思うのですが、防災広場を造るというのはいいことだと思うんですが、ここの2か所とも、結構、防災広場に行くまでの道、結構急なんですよねここ。山、たねというか。その辺の道路、避難所に行く、避難施設を造るという予定地に行く道路、これはどのように考えています。

○吉田議長 吉村建設課長。

○吉村建設課長 今、下の集落の部分からバイパスに上がる道というのは、仮設工事で道路を造るという計画に今、土木事務所さんはなっております。その部分がちょうどこの中央部に入りますので、その仮設道をそのまま町道として置きまして、それで上に上がるという形が取れ

るとは考えております。

○吉田議長 鷹野議員。

○鷹野議員 ということは、その続く道路も県が、土木事務所が計画しているという考え方でよろしいでしょうか。

○吉田議長 吉村建設課長。

○吉村建設課長 県のほうからその説明を受けており、また最終的にはそこを町道認定するかどうかという形も相談を受けております。

○吉田議長 ほかに質疑はありますか。
金繁議員。

○金繁議員 先ほどの盛土工事なんですけど、これはじゃあ県が行う、この盛土に関しては県が行う、県の責任で行う事業ということになるんですよね。それが1点と、それから5の町民への説明をして、事前に提案してくださるということなんですけど、これは県と町と一緒にされるんでしょうか。

○吉田議長 吉村建設課長。

○吉村建設課長 盛土工事自体が道路の基礎になります。道路を造る部分で、盛土というか道路部の基礎部分、道路の重要な部分になりますので、その部分につきましては県のほうで、道路部の改良ですからやっていただくということになっております。

あと、地元への説明等なんですけど、令和6年度と7年度、今年度につきまして、地元、ある程度地権者にはなりますけれど、まず地権者の了解が必要ですので、地元説明、道路を造る説明会と合わせまして、こういう形で防災広場を造りたいという形でお話はさせていただいております。

○吉田議長 金繁議員。

○金繁議員 盛土に対する心配とかもあるかもしれませんので、県も一緒に説明会に出席して、説明して下さるんですかというのが私の質問でした。

○吉田議長 吉村建設課長。

○吉村建設課長 説明会につきましては、まずは道路部の説明に合わせまして町のほうも同席しまして、お話を一緒にさせていただいております。

○吉田議長 ほかに質疑はありますか。
田中議員。

○田中議員 これは完成というか、広場の地面は普通の土ということでもいいですか。

○吉田議長 吉村建設課長。

○吉村建設課長 現在、広場として、用途、一時避難場所または仮設住宅用地という形で今のところ想定はしておりますけど、その用途に合わせて土のところをどうするか、また、仮設住宅になりますとその残土部に道路を抜いたりとか、そういう生活環境も造っていきますので、その対応については、出来上がってどういう広場ですのかということ、まだ大分時間はありますけど、そのときに再度、検討させていただいたらと思います。

以上です。

○吉田議長 ほかに質疑はありますか。

ないようなので、これで4番、赤水地区防災広場整備事業についてを終了します。

続きまして、5番、「主要漁港施設耐震化を軸とした整備の基本方針」について、理事者の説明を求めます。

山本水産課長。

○山本水産課長 それでは、水産課から、「主要漁港施設の耐震化を軸とした整備の基本方針」について御説明いたしますので、資料の5を御覧ください。

まず、1の政策の発生源・提案に至るまでの経緯についてですが、本町は豊かな豊後水道に

育まれ、沿岸漁業や養殖業を中心に発展してまいりました。しかし、現在、私たちの命となりわいを支える漁港施設は、老朽化と耐震不足という大きな課題に直面しております。特に、発生の切迫性が指摘されております南海トラフ地震への備えは一刻の猶予もありません。発災時に避難ルートを確保し、被災後も速やかに漁業活動を再開できるよう、主要な漁港の守りを固めることが不可欠であると考えております。また、近年の気候変動による高潮・高波対策も踏まえ、水産庁の補助事業を最大限に活用し、町財政の負担を抑えながら、次世代へ安全な海をつないでいくための計画を策定したいと考えております。

次に、2の事業の概要についてですが、まずは現在の施設がどの程度の地震に耐えられるのか、どこをどう補強するのかを見極める機能診断から着手したいと考えております。事業期間は令和8年度から令和10年度までの3か年とし、対象施設としては、深浦漁港（久良地区）の防波堤2か所と岸壁1か所、福浦漁港（福浦地区）の防波堤1か所と岸壁2か所を予定しております。また、事業主体は愛南町で、事業内容は該当施設の機能診断業務となっております。この診断結果を踏まえ、災害時等における漁業活動の早期再開及び水産物の流通機能の維持を図る工事を実施するものであります。

次に、3の総合計画との整合性につきましては、本事業は第3次愛南町総合計画の施策である「水産業の振興」の基本事業「水産基盤の整備」及び事務事業「漁港施設機能強化事業（国庫）」に位置づけられており、町の上位計画とも整合を図っております。

次に、4の他の自治体の類似する政策との比較検討につきましては、本町では平成25年度から28年度にかけて本事業に取り組んでおり、今回は深浦漁港（久良地区）及び福浦漁港（福浦地区）を対象としております。なお、愛媛県や今治市といったほかの自治体でも同様の機能診断及び強化工事が進められておりますので、今後の参考にしていきたいと考えております。

次に、5の町民参加の有無とその内容につきましては、本事業は行政主導ではなく、現場の声が第一と考えております。既に関係する愛南漁協及び久良漁協並びに関係漁業者の皆様と協議の開始を進めております。今後も整備内容など、現場の意見や要望を診断結果に反映させ、納得感のある整備計画をつくり上げてまいります。

次に、6の関係ある法令及び条例につきましては、記載のとおりでございます。

次に、7の財源措置につきましては、機能診断に係る総事業費は2億8,000万円程度を見込んでおりますが、国の補助金及び起債を最大限活用し、町負担の軽減に努めるとともに、平準化を図ることとしております。

最後に、8の将来にわたるコスト計算につきましては、この診断の結果、工事が必要と判断された場合、概算では約10億円規模の事業費が想定されます。大きな金額ではありますが、これにつきましても国・県の補助制度を戦略的に活用してまいります。また、整備後は機能保全計画に基づき、壊れてから直すのではなく、計画的にメンテナンスを行うことで、将来の維持管理コストは年間500万円程度を見込んでおります。

本事業は、愛南町の宝である漁業を守り、災害から町民の皆様生命・財産を守るため、効率的かつ効果的な整備となるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、「主要漁港施設の耐震化を軸とした整備の基本方針」についての説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○吉田議長 説明が終わりました。

何か質疑はありますでしょうか。

池田議員。

○池田議員 診断なんですけど、今回は深浦の久良地区と福浦漁港ということで、2ページ目にあるように、深浦漁港、中浦漁港、船越漁港、御荘漁港というのは、一応、診断も行っておるといふことですね。

それと、強化工事も、これ、実施されとらんと困るかな、強化工事はまだ実施していないと

ころもあるということですか。

○吉田議長 山本水産課長。

○山本水産課長 お答えいたします。

一応、実施は深浦と中浦と船越漁港を機能診断した上で、耐震化を設計しまして、工事も終わっております。

以上です。

○吉田議長 池田議員。

○池田議員 御荘漁港は診断だけということですか。

○吉田議長 山本水産課長。

○山本水産課長 診断した結果、そこは特に整備する必要がないという診断結果が出ましたので、工事のほうの実施は行っておりません。

以上です。

○吉田議長 ほかに質疑はありますか。

池田議員。

○池田議員 そうしたら、あとは深浦、久良、福浦がまだしていなかったということと、内海のほうはどういう。まあ、とにかく、まだ診断していない漁港はありますか、これ以外に。

○吉田議長 山本水産課長。

○山本水産課長 先ほど行いました施設、資料にありました4漁港につきましてはやっておるんですけど、あとの分のほうについてはまだ全然やっていません。

今回、この2漁港、久良と福浦、優先した事案なんですけど、やはりこの本町の基幹産業であります魚類養殖が最も盛んな場所でございますので、そこは極めて重要な出荷拠点と、担当課のほうは考えております。

やっぱり被災後の速やかな漁業活動を円滑に行うためには、そこが崩れてしまえばもうどうすることもできなくなりますので、まずはそこが被災したときに残るような施設を造るような形にしないと、なかなか、陸路が駄目になったときも海路から行けると。その施設さえきちっとしていれば速やかに水産業の流通もできるということで、今回のところについてはこの深浦と久良、福浦と福浦地区をやっております。

内海につきましてはまだちょっと、この額も太いので、ちょっと一つずつ、ちょっと丁寧にやっていければという考えで、今回2漁港という形で計画しております。

以上です。

○吉田議長 ほかに質疑。

池田議員。

○池田議員 そしたら、これ以外、今後こういう事業をやっていくということで理解してよろしいのですか。

○吉田議長 山本水産課長。

○山本水産課長 確かにこの本町につきましても、やっぱり人口減少とか漁業者の高齢化が進んでおりますので、また限られた財源があります。やっぱりそこら辺は効率的に配分しながら進めなければいけないという形もありますが、全ての漁港をやってしまうとちょっと財政的にも厳しいと思いますので、やっぱりそこは選択と集中的な考えを持って、やっぱり利用状況や防災上の重要度、そこら辺を総合的に勘案しながら整備を進めていければと考えております。

以上です。

○吉田議長 ほかに質疑はありますか。よろしいですか。

なければ、「主要漁港施設の耐震化を軸とした整備の基本方針」については終了いたします。

続きまして、6番、JAえひめ南柑橘選果場再編成整備等に関する助成について、理事者のほうから説明を求めます。

入江農林課長。

○入江農林課長 それでは、農林課より、J Aえひめ南柑橘選果場再編整備等に関する助成について御説明いたします。

資料6を御覧ください。

まず、1の政策の発生源・提案に至るまでの経緯についてですが、J Aえひめ南が運営する柑橘共選場は、味楽、喜佐方、玉津、宇和島の4か所に設置されていますが、いずれの施設においても老朽化が進行しているほか、組合員の高齢化や人手不足、さらには物流環境の変化への対応など、運営面における課題が年々深刻化しており、このままの体制では将来的に安定した選果・出荷体制の維持が困難となることが懸念されております。こうした状況を踏まえ、地域柑橘産地の持続的な発展と競争力の強化を図るため、令和7年度以降、J Aえひめ南を中心として、国・県及び関係市町が連携し、協議を重ねてきました。その結果、既存施設を単純に更新するのではなく、4か所の共選場を再編・集約し、効率化や省力化、品質の均一化に加え、脱炭素化にも対応した新たな統合選果拠点を整備する方針が策定されました。本事業は、組合員の作業負担や経済的負担の軽減を図りながら、安定した選果体制を確立し、将来にわたって持続可能な産地経営を実現することを目的とするものです。再編後は、宇和島市吉田町立間地区に統合柑橘共選場を整備し、AI選果機や自動選果ライン、製品自動倉庫などの先進的な設備を導入することで、1日当たり最大250トンの処理能力を有する高度化した選果体制を構築する計画となっています。施設の稼働開始は令和10年9月を予定しております。

次に、2の事業の概要といたしましては、本事業は、国及び県の補助制度を活用して実施される計画ですが、これに加えて、事業主体であるJ Aえひめ南から、関係市町の宇和島市、西予市、愛南町に対し、地域産地全体の維持・発展に資する事業として支援要請がなされました。支援額につきましては、総事業費約97億円のうち、国庫補助対象分の10%に相当する約8億4,520万円を3市町で負担する仕組みとなっており、各市町の出荷戸数や出荷実績などを基礎として案分されております。本町の負担額は約3,015万円であり、全体の約3.57%に相当します。本事業により、選果作業の効率化や輸送コストの抑制、品質の安定化が期待され、結果として地域全体のかんきつ産地の競争力向上につながるものと考えられます。こうした効果及び町内生産者の経営安定、産地維持の重要性を踏まえ、本町としましては広域的な視点に立ち、当事業に対し支援を行う方向で進めてまいりたいと考えております。

次に、3の総合計画との整合性につきましては、本事業は、本町総合計画に掲げる「経営安定と産地化の推進」の実現に資するものであり、町の産業振興施策とも整合する内容となっております。

次に、4の他の自治体の類似する政策との比較検討につきましては、資料の2ページに、本町とともに本事業の構成市町である宇和島市及び西予市の負担額をお示ししております。また、他市町でもJ Aの広域的プロジェクトに対し支援を行う事例が見られます。県内では、J A全農えひめが松前町に建設する愛媛野菜広域選果場に対し、本町を含め、県下13市町が支援を行う事業が挙げられます。このように、広域産地の維持には自治体が一定の役割を果たす必要があると整理されております。

次に、5の町民参加の有無とその内容につきましては、該当ありません。

次に、6の関係ある法令及び条例につきましては、本事業は、国の基本的枠組みである、食料・農業・農村基本法に位置づけられる施策であり、農業基盤の持続的な確保に関する法令の趣旨と整合しています。

次に、7の事業費(内訳)・財源措置につきましては、資料のとおり3か年で計上予定です。令和8年度、277万2,000円、令和9年度、1,379万円、令和10年度、1,359万2,000円。財源は過疎債を活用し、実質的な町の負担を軽減する想定としております。

次に、8の将来にわたるコスト計算につきましては、再編整備後の施設及び関連設備につき

ましては、J Aえひめ南が管理・運営を行うこととされており、本町が将来的に維持管理費や運営費を負担することはありません。今回の助成は、再編整備に対する限定的かつ一時的な支援であり、将来にわたる町財政への恒常的な負担は生じないものです。

以上、J Aえひめ南柑橘選果場再編整備等に関する助成についての説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○吉田議長 説明が終わりました。

何か質疑はありますか。

原田議員。

○原田議員 今回のこの選果場の再編なんですが、J Aえひめ南管内で主な4つの共選がございますが、それを今回、立間にある味楽共選ですか、あそこに、まあ言うたら味楽共選を拡張し、整備をして、そこに統合し、あとの3つの共選は完全に廃止をするというふうに考えていいんですかね。

○吉田議長 入江農林課長。

○入江農林課長 お答えいたします。

今回の共選の統合につきましては、町内にJ Aえひめ関連の共選場が3つあると思います。一つが南宇和共選場で、一つがマルエム、そしてもう一つがこの味楽選果場の南宇和支部。今回対象となるのは味楽共選場の南宇和支部のみです。あくまでもJ Aの統合になりますので、J Aの統合の考えになりますので、南宇和選果場とマルエムについては該当していないということになります。

以上です。

○吉田議長 原田議員。

○原田議員 ちょっと確認したいのが、味楽以外の喜佐方、玉津、宇和島、これはどうなるんですかね。

○吉田議長 入江農林課長。

○入江農林課長 失礼しました。私のちょっと勘違いでした。

先ほど説明しました、喜佐方、味楽、玉津、宇和島、4つありまして、今回、味楽のほうに統合するというので、残りの喜佐方、玉津、宇和島についてはもう、共選場としては残らない。建物は残るけど、資材倉庫や荷受場として残ると伺っております。

以上です。

○吉田議長 原田議員。

○原田議員 そうしたら先ほど課長が言った、この愛南町の管内のJ Aとなると、南宇和支所が対象ということで、あと、マルエムはもう今までどおりの選果場で運営するということですかね。

○吉田議長 入江農林課長。

○入江農林課長 おっしゃるとおりです。

○吉田議長 ほかに質疑はありますか。

尾崎議員。

○尾崎議員 ちょっと確認ですが、今の質問で、例えば味楽共選ありますが、ここに、長洲の近くにあるではないですか。出荷に関しては、従来の施設に出荷をするということで、可能であると私は捉えておるんですけども、それでいいんですよね。

○吉田議長 入江農林課長。

○入江農林課長 お答えいたします。

今の味楽の組合員さんはそのままの体制、今の集荷場に持っていくような形になります。そこから集荷作業が始まることになります。

以上です。

○吉田議長 尾崎議員。

○尾崎議員 それで、その機能ですめ、新しい選果場の機能ですけれども、現状では、かんきつについてはそれぞれ農家が製品を選別した状態、手作業で選別をして集荷場に持っていくんですけども、今度の新しい施設はA I 選果機とか自動選果ラインというのがありますが、もう農家単位ではもう選別をせずにとんと持って行って、選果場のほうで自動的に製品を選別してくれるというような機能はあるのでしょうか。

○吉田議長 入江農林課長。

○入江農林課長 お答えいたします。

今回の組合員のメリットとして大きなのが、先ほど議員が申されました作業の軽減。今言われました家庭選果がどうしても複数回、そこの集荷場に出すまで、多い方で4回ぐらいすると伺っています。それが今回のA I 選果により1回で終わるということで、農協のほうから伺っております。

以上です。

○吉田議長 ほかに質疑。

池田議員。

○池田議員 今、出荷、対象農家ですよね、約50戸ということで、ということは今、主に旧宇和青果の集荷場に出荷されとる方が対象ということですよ。

それと、品種はどんなものが出されとるか、さっきちょっと言われたんですが、農協の南宇和支所管内の選果場はどのような。マルエムは残るんやろうと思いますが、どのような形になるか、情報があったら教えてください。

○吉田議長 入江農林課長。

○入江農林課長 お答えいたします。

品種はそれぞれありますが、河内晩柑が愛南町のほうからメインだと伺っております。

あと、先ほどの愛南町にあるJ A関連のほかの共選場ですが、マルエムは、議員おっしゃられたとおりそのまま残ります。

あと、もう一つ南宇和選果場というのが、御荘平城の僧都川のちょっと手前側にありますけど、そちらのほうは令和8年度で荷受が、施設老朽化の影響から事業停止とすることと伺っております。また、こちらの組合員につきましては、農協のほうでまた個別選果するのか、また他の選果場の組合員に入っていくのかということで、今年度アンケートを取ると伺っております。

以上です。

○吉田議長 ほかに。

石川議員。

○石川議員 今の話からすると、この2ページの3の集荷実績、3.56%なのですが、愛南町における選果場、2つは対象にならないということであれば、この出荷実績から言うと、これは3つ入れての話でしょうから。2つですか、1つですか。

○吉田議長 入江農林課長。

○入江農林課長 お答えします。

この3.567%というのが、現在の味楽選果場南宇和支部に対するパーセンテージになります。

以上です。

○吉田議長 ほかに質疑はありますか。よろしいですか。

ないようなので、これで6番、J Aえひめ南柑橘選果場再編整備等に関する助成については終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。10時20分まで、10分休憩します。

(休憩)

○吉田議長 暫時休憩を解きます。

続きまして、7番、愛南町国民健康保険税の適正化について、理事者の説明を求めます。
飯田町民課長。

○飯田町民課長 それでは、愛南町国民健康保険税の適正化について、町民課及び税務課から説明させていただきます。

本件につきましては、昨年2月21日、金曜日に開催された令和7年第3回議員全員協議会において、「愛南町の公共的料金の現状及び方向性について」の中で、2番として、国民健康保険税についてとして、「令和7年度には、国民健康保険運営協議会において国民健康保険税の資産割廃止を含めた税率改正の協議を進めてまいります」としていたものにてんまつ等を報告させていただくものであります。

まず、1の愛南町国民健康保険特別会計の現状であります。

(1) 愛南町国民健康保険特別会計は、被保険者の高齢化と医療の高度・高額化による医療費の増大、長引く経済不況による国民健康保険税収の減少などにより、赤字補填目的の一般会計からの繰入金に依存し、不採算性が慢性化しています。また、令和4年度決算においては、国が示した「削減・解消すべき赤字」が生じ、当該赤字発生年度である翌々年度(令和6年度)予算ベースで赤字の解消が見込まれなかったため、令和5年度に愛媛県に対して「赤字削減・解消計画」を策定、提出しているところです。

(2) です。しかしながら、令和7年度における予測におきましては、所得の増加による国民健康保険税収の増額が見込まれ、一般会計からの法定外繰入れが不要となり、愛南町国民健康保険特別会計自体が黒字に転ずる見込みです。

(3) 財政運営主体である愛媛県から、国民健康保険運営方針に基づく「保険料水準の統一」に向けたロードマップにおいて示されている、令和11年度からの赤字補填目的の一般会計繰入金完全廃止、令和12年度からの国民健康保険税の所得割・資産割・均等割・平等割の4方式から資産割を廃止し3方式に統一、令和15年度からの県内保険料統一、という3つの工程に沿った、愛南町国民健康保険税の適正化が求められています。

このような現状から、2の諮問・答申の経緯と内容であります。今年度、愛南町国民健康保険運営協議会におきまして、(1)から(3)の審議を経て、当該協議会長から、(4)1ページ下段から2ページにかけての、(4)のとおり答申を受けております。①として答申の趣旨。②として確認事項。③として附帯意見。④として今後の持続可能な運営と基金の運用について。そして、次のページ、3ページになりますが、愛南町国民健康保険税率改定(案)も含めて答申を受けております。

合計欄で説明をさせていただきますと、所得割につきましては、現行の11.30%を11.70%とし、0.40ポイントの増。資産割は、現行の42.90%を21.50%とし、21.40ポイントの減。そして、均等割は、現行の2万7,700円を3万6,800円とし、9,100円の増。平等割は、現行の3万5,800円を3万3,100円とし、2,700円の減とされて、答申を受けております。

町民課からの、国民健康保険特別会計の現状と国民健康保険運営協議会における審議の経緯及び当該協議会長からの答申の内容報告は以上でございますが、以降、これを受けての税率改正等(案)につきましては、税務課のほうから説明させていただきます。

○吉田議長 山本税務課長。

○山本税務課長 それでは、税務課からは、まず3、愛南町国民健康保険税条例の一部改正について説明させていただきます。

(1)の改正の概要につきましては、愛媛県から示された国民健康保険運営方針に基づき、愛南町国民健康保険税条例について、資産割額の段階的な廃止及び賦課割合の適正化を図るため、改正するものでございます。

(2)の改正内容につきましては、愛南町国民健康保険税の医療分、支援金分及び介護分に係る所得割額、資産割額、均等割額及び平等割額の税率を、上記の答申された改定(案)のとおりに改めるとともに、税率の改定に伴い、特定世帯・特定継続世帯に係る平等割額並びに軽減対象世帯の減額する額を改めるものでございます。

(3)の税率改定による影響につきましては、令和8年1月8日時点の被保険者の状況において算定し、4ページ上段の表にまとめております。

表の緑の網かけ部分を御覧ください。

今回の改正案による影響につきましては、増加世帯が2,442世帯、全体の65.4%、減少世帯が1,250世帯、全体の33.5%、増減なし世帯が42世帯、全体の1.1%という状況でございます。

また、その下の枠の愛南町全体の調定見込額につきましては、現行税率による算定額が4億2,456万2,800円、改定(案)税率による算定額が4億2,648万7,700円で、192万4,900円、率にして0.45%の増となり、おおむね改定前と同程度の額となっております。

なお、国民健康保険税条例の一部改正議案につきましては、3月6日開会予定の第1回定例会において提案することとしております。

最後に4、その他として、子ども・子育て支援納付金について御説明させていただきます。

(1)の子ども・子育て支援金制度につきましては、社会全体で子育て世帯を支えるという、新しい分かち合い・連帯の仕組みを創設するもので、この子育て支援の財源を確保するため、医療保険料に上乗せする形で、全世代・全経済主体から支援金を拠出してもらうこととなっております。こうした形で確保した財源は、児童手当の拡充や保育サービスの充実など、具体的な子育て支援策の取組に充てるものとされております。

(2)の国民健康保険税への子ども・子育て支援納付金課税額の追加につきましては、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が令和8年4月1日から施行されることに伴い、国民健康保険税に、子ども・子育て支援納付金課税額が追加されることとなっております。

下段の表の青の網かけ箇所が保険税に追加されることとなっており、所得割額、均等割額、18歳以上均等割額及び平等割額で算定することとしております。

5ページを御覧ください。

(3)の子ども・子育て支援納付金分の税率につきましては、愛媛県が示しております市町村標準保険料率を採用し、所得割額を0.23%、均等割額を1,024円、18歳以上均等割額を23円、平等割額を670円としたいと考えております。

参考までに、40歳代夫婦と小学生の子供2人の世帯における子ども・子育て支援納付金分の税額を、世帯の収入区分に応じて表にまとめております。その表の一番下の、世帯収入が550万円の場合の子ども・子育て支援納付金分の税額は、年額で9,000円となります。

また、その下の枠ですが、今回(案)として示した税率で、令和8年1月8日時点の被保険者において算定した愛南町の子ども・子育て支援納付金分の調定見込額は1,010万1,000円となっております。

町民課及び税務課からの説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○吉田議長 説明が終わりました。

何か質疑はございますか。

ないようなので、愛南町国民健康保険税の適正化についてを終了いたします。

続きまして、8番、愛南町保健福祉センター条例の一部改正について、理事者の説明を求めます。

中川保健福祉課長。

○中川保健福祉課長 保健福祉課から、愛南町保健福祉センター条例の一部改正について御報告い

たします。

今回の改正は、主に浴室の利用の実績に合わせた見直しと、児童発達支援センターの開設に伴う追加の2点であります。

まずは浴室の利用状況についてです。

近年、城辺保健福祉センターの浴室利用者数は減少傾向により、現在は1日当たり男女合わせて18人程度の利用しかありません。また、利用者の多くが隔日の利用であるという実態も踏まえ、運営の効率化を図るため、利用日時を見直すことといたしました。

あわせて、4月より愛南町児童発達支援センターを設置することに伴い、業務内容の追加など必要な条項の改正を行います。

改正の内容としましては、第3条の業務に「愛南町児童発達支援センターの運営に関すること」を追加します。

第4条の浴室利用時間の午後1時半から午後6時までという規定について、改正後は詳細を施行規則で定めることとし、運用としては月・水・金の週3日、時間は午後1時半から4時までに変更いたします。

なお、県内の他の自治体を見ましても、公的な入浴施設を無償提供しているのは3自治体のみであり、また、児童発達支援センターにつきましては、直営施設は現在2か所となっております。

事業費についてですが、浴室関連では、事業費は1,028万1,000円を見込んでおります。耐用年数が過ぎたことによるボイラーの更新及び現状に合わせた浴槽の小型化改修工事が必要なため、令和8年度の事業費は増額になっておりますが、燃料費、光熱水費は今年度当初より45万円ほど減額となる見込みです。

児童発達支援センターについては、事業費2,713万5,000円を見込んでおりますが、990万9,000円の財源を確保できる見込みとなっております。

今後の見通しとしましては、浴室については開館日数の集約と時間の短縮により、管理コストの削減が図れる見込みです。また、児童発達支援センターについては、開設後の大幅な増額はないと見込んでおります。

説明は以上でございます。

○吉田議長 ありがとうございます。

説明が終わりました。

質疑はありますでしょうか。

金繁議員。

○金繁議員 このお風呂の使用時間を短縮するというのは、利用実績に応じてされると思うんですけど、今後の見通しなんですけど、利用者の増減をどのように見ておられるかというのと、一方で障害のある方、例えば重度の障害のある方が入るお風呂が愛南町にはなくて、なかなか、もう大人になったお子さんを自宅の小さなお風呂で、一生懸命ヘルパーさんと入れていらっしゃる方もいると聞くんですけども、そういう方たちのためのお風呂を整備するとか、活用するという事は考えていらっしゃるのでしょうか。

○吉田議長 中川保健福祉課長。

○中川保健福祉課長 城辺保健福祉センターのお風呂の利用に関する見通しなんですけれども、以前は50名ほどの登録があったものが、今30名程度で、常時利用され、常時というか1日利用されている方が20人弱、18人とか15人とかという状況にあります。年々、減少しているような状況ですが、中止とはせず、セーフティーネットの意味合いでこのまま開設時間短縮で維持していくような形で考えています。

それから、障害のサービスにつきましては、障害者の方が御苦労されている実態のほうは把握しているんですけども、入浴サービス等、障害のほうのサービスで、そちらのほうは利用

していただいて、入浴のほうを維持できるような形で考えております。

以上です。

○吉田議長 ほかに質疑。

金繁議員。

○金繁議員 すいません、最後の部分がちょっと分からなかったんですけど、じゃあ愛南町で、今、入浴とか生活介護のサービスは現状、受けられる状況にあるんでしょうか。

○吉田議長 中川保健福祉課長。

○中川保健福祉課長 障害のほうのサービスで、在宅のヘルパーさんが訪問されて、入浴サービスという形では提供しております。

○吉田議長 ほかに質疑はありますか。

ほかに質疑がないようなので、これで愛南町保健福祉センター条例の一部改正についてを終わります。

続きまして、9番、インフルエンザ予防接種の見直しについて、理事者の説明を求めます。

中川保健福祉課長。

○中川保健福祉課長 続きまして、インフルエンザ予防接種の見直しについて御報告いたします。

本町の高齢者インフルエンザ予防接種は、これまで全額公費負担で実施してまいりました。県内他市町では1,500円の自己負担を徴収している中、本町独自の支援を継続してきたところです。

しかし、来年度より75歳以上を対象に、より高い発症予防効果が期待される高用量ワクチンが導入されます。このワクチンは、現在使用しております標準量に比べ非常に高価であり、1件当たりの委託料が約4,000円増額となる見込みです。

仮に今後も全額公費負担を継続した場合、来年度の事業費は約4,600万円となり、今年度と比較して約1,390万円という大幅な財源負担増となります。限られた財源の中で今後も安定的に接種体制を維持していくために、来年度より自己負担をお願いしたいと考えております。

具体的な自己負担額についてですが、標準量のワクチンについては県内他市町と同額の1,500円といたします。また、75歳以上が使用可能な高用量ワクチンにつきましては、県下統一の自己負担額は4,500円とされたのですが、本町独自に2,000円を追加で助成して、自己負担額は2,500円で実施したいと考えております。このように自己負担をお願いしたとしても、事業費全体では今年度よりさらに約150万円増額となる見込みであります。

高齢者のインフルエンザはそういう形で実施したいと考えていて、あと、併せて、19歳から64歳以下の方を対象とした1,000円の任意接種の補助金についても見直しを行います。本事業は、職場等での補助制度が充実したことにより申請件数が減少していること、また、県内で同様の補助を実施している他の自治体が2か所にとどまっていることなどを踏まえ、廃止とさせていただきたいと考えております。

町民の皆様に対しては、広報紙やホームページを通じて、ワクチンの有効性の違いや自己負担導入について丁寧な周知に努め、御理解をいただけるよう取り組んでまいります。

以上、保健福祉課からの報告といたします。

○吉田議長 説明が終わりました。

質疑はありますでしょうか。

ないようなので、インフルエンザ予防接種の見直しについてを終了いたします。

続きまして、10番、出会いの場創出事業支援補助金について、理事者の説明を求めます。

土居子育て支援課長。

○土居子育て支援課長 子育て支援課から、出会いの場創出事業支援補助金について御説明いたし

ます。なお、本日提出しております資料の中で、2ページの表中、意見の一部を削除し、修正しております。

では、説明させていただきます。

1、政策の発生源・提案に至るまでの経緯ですが、町ではこれまで結婚活動支援として、町主催の婚活イベントの開催、宇和島圏域で実施されております婚活イベントへの参加、えひめ結婚支援センターが運営する会員制のお見合いシステム「愛結び」のサテライト会場の開設など、若い世代の結婚及び定住を促進し、人口減少問題を軽減することを目的とした事業を実施しているところです。令和8年度よりさらなる強化を図るため、地域団体や企業による出会いの場イベント開催の機運醸成とともに、官民で連携して出会いの場を創出するため、補助金制度を新たに創設いたします。

事業の概要ですが、結婚の促進につながることを目的に、町内の団体や企業等が主催し、町内の店舗・施設を利用した出会いの場として開催される事業やイベントを対象に、補助金を交付するものです。参加する独身男女に対しては参加費を補助し、経済的な負担を軽減することで、出会いの場への参加を促します。また、主催する団体等がSNS等を活用するなど、広く募集して開催する際には企画料を補助することで、新たな出会いの場の機会充実を図りたいと考えております。いずれも主催者からの申請により、参加費として男女ともに3,000円、広く募集する事業の企画料として1万円を補助する予定としております。

3、総合計画との整合性については、家族形成意識醸成の支援としております。

4、他の自治体の類似する政策との比較検討ですが、同様の事業は伊方町で、令和7年度より町単独事業として実施されております。1年目ということもあり、現在、申請は3件と伺っております。

では、表左側の愛南町（案）により事業内容を詳しく御説明いたします。

財源としては、国2分の1補助、地域少子化対策重点推進交付金を活用する予定としております。事業開始は、4月から要綱の制定、事業周知を行い、6月開始としております。申請件数は10件を見込んでおります。参加者の要件は、20歳以上の独身男女で、男性は町内在住または在勤者とし、おおむね男女とも3人以上の出会いの場に対して補助をいたします。会場の要件は、町内の店舗及び施設等に限りです。参加費は、事業の趣旨を踏まえた適正な額を設定していただきます。補助額は、参加費として3,000円、企画料として1万円です。同様の事業への参加は、1年間で4回までとしていただきます。補助対象者は、出会いの場を主催する団体等となります。

町民参加の有無とその内容ですが、事業が開始されれば、主催する団体、参加者が該当いたします。なお、この事業を構想するに当たり、町内7団体へ訪問し、意見聴取を実施しております。訪問した団体、頂いた御意見は表にまとめておりますが、結婚という個人的な事柄に対する介入については配慮が必要との御意見が多くありました。一方で、意欲的に考えていただいた団体もありますので、連携を図りながら事業を進めてまいりたいと考えております。

6、関係ある法令及び条例は記載のとおりです。

7、事業費内訳・財源措置については、2分の1補助、国の交付金を活用し、参加費及び企画に対して補助金を交付いたします。

8、将来にわたるコスト計算ですが、令和8年度当初予算では10件の申請を見込み、28万円を計上、また、次年度以降は実績に応じて計上することとしております。申請件数については少しずつ積み上げていきたいと考えておりますが、令和8年度については潜在的なニーズの把握に重点を置きたいと考えております。意欲的な御意見を頂いた団体もありますので、まずは各団体と連携して、1件でも多くの多様な出会いの場を創出してまいりたいと考えております。

以上、説明です。

○吉田議長 説明が終わりました。

何か質疑はありますでしょうか。

金繁議員。

○金繁議員 まずこの4番の、他の自治体の類似する政策との比較検討の中で、参加者の要件、男性参加者は町内在住者または在勤者とするということなんですが、これはもともと背景というか現状として、独身者、愛南町内の、結婚して子供を産んでくださるような年齢の独身者としては男性のほうが多いという現状なんですか。

○吉田議長 土居子育て支援課長。

○土居子育て支援課長 申し訳ありません、ちょっとその辺りの数値的なところは持っておりませんので。ただ、感覚としてはそのような感覚ではあります。

以上です。

○吉田議長 金繁議員。

○金繁議員 潜在的ニーズを今後把握していくということで、ぜひその点、していただきたいと思います。独身の男性・女性、町内の方が、こういう場を求めているのか、それとも結婚しない理由、その子供を産まない理由というのがほかにあるのかということも含め、ぜひ当事者の声を聞いていただけたらと思います。

あわせて、これは企画財政課のお仕事かと思いますが、やっぱりこういう地方に女性は戻ってこない、なかなか戻ってこない、男性は戻ってくるけど、戻ってこないその理由と、それを克服するにはどうしたらいいかということも併せて、将来的に、中長期的には考えて対策していかないと、この数のアンバランスというのはいつまでも解消しないと思うので、そういう根本的な解決もぜひ、企画財政のほうとも連携していただけたらと思います。

○吉田議長 説明はよろしいですか。お願いします。

土居子育て支援課長。

○土居子育て支援課長 今おっしゃられたとおり、精査してまいりたいと思います。

○吉田議長 ほかに質疑はありますか。

石川議員。

○石川議員 データによると、30歳以上の男性の未婚率、50%弱ぐらいになっていると、愛南町は、いうふうなデータを見たことがあるんですけども、これ、もうちょっと金額を増やして、出会いの場所をもう1桁ぐらい増やしてもいいんじゃないかなと思うぐらい、今の現状からすれば、思い切った政策を取っていただいたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。いかがですか。

○吉田議長 土居子育て支援課長。

○土居子育て支援課長 まずはこの金額からさせていただいて、またおいおい考えていきたいと思っています。

以上です。

○吉田議長 山本議員。

○山本議員 20歳以上の独身男女ということで、上の年齢は決められていない感じですか。

○吉田議長 土居子育て支援課長。

○土居子育て支援課長 現在のところは、はい、上限、上限と言っているんでしょうか、ごめんなさい、上の年齢については定めておりません。

○吉田議長 ほかに質疑はありますか。

ないようなので、10番、出会いの場創出事業支援補助金についてを終了いたします。

続きまして、11番、乳児等通園支援事業について、理事者の説明を求めます。

土居子育て支援課長。

○土居子育て支援課長 子育て支援課から、乳児等通園支援事業について御説明いたします。

1、政策の発生源・提案に至るまでの経緯ですが、児童福祉法及び子ども・子育て支援法の改正により創設された、いわゆる「こども誰でも通園制度」につきましては、令和8年4月1日より新たに全国一律で実施される給付事業です。未就園の乳幼児についても、一定時間、保育所等を利用できる仕組みを整えることで、子供の育ちを支援するとともに、保護者の子育てに対する負担軽減を図ることを目的としております。

事業の概要ですが、対象児童は6か月から満3歳未満で保育所等に通っていない児童です。保育所の入所とは異なり、保護者の就労要件はありません。利用時間は月10時間が上限となっております。愛南町での実施は御荘保育所を予定しております。保護者負担は1時間当たり300円としております。また、利用については国の構築する「こども誰でも通園制度総合支援システム」により保護者に事前予約をしていただきます。

3、総合計画との整合性については、保育サービス等の充実としております。

4、他の自治体の類似する政策との比較検討ですが、鬼北町、宇和島市では、専用の定員を設けて運営する「一般型」により、公立保育所1園での実施と聞いております。愛南町では、既存の空き定員を利用した「余裕活用型」により、通常の保育を受ける児童と一緒にサービスを受けていただくこととしております。

5、町民参加の有無とその内容ですが、制度を利用する乳児とその保護者として、利用はゼロ歳から2歳児クラスまで、それぞれ3人程度の利用を見込んでおります。

関係ある法令及び条例ですが、法令については記載のとおりです。条例については、3月議会定例会へ議案を上程の予定としております。

7、事業費内訳・財源措置については、保護者負担金、国及び県の支援給付負担金により事業運営してまいります。

将来にわたるコスト計算ですが、令和8年度当初予算では6万9,000円を見込んでおりますが、次年度以降は実績により計上することとしております。

愛南町では、ゼロ歳から2歳までの未満児についても保育所への就園率が高く、令和8年度の見込みの就園率は、ゼロ歳で50%、1歳で73.3%、2歳で96.1%となっております。類似した一時保育事業もありますので、利用は限定的ではないかと想定しておりますが、子育てしやすい環境づくりの一環として、保育所とも連携を密にしながら準備してまいります。

以上、説明を終わります。

○吉田議長 説明が終わりました。

何か質疑はありますでしょうか。

山本議員。

○山本議員 もうまさに私が子育てしていた頃に欲しかったなというサービスで、すごくこれができたってうれしいと、すばらしいと思うんですけど、ただこの、利用を事前に申込みということなので、事前にどのぐらい前から申し込んだらいいのかと、その事前申込みのときに詳しい理由が要るのかというのを教えていただいてもいいですか。

○吉田議長 土居子育て支援課長。

○土居子育て支援課長 国の構築したシステムがありますので、QRコードを読み込んでいただいて、スマホ等で予約をしていただきますが、2週間前には、まあ職員の配置等もありますので、2週間前を一応、予定しております。あと、理由等については、これは要件ありませんので、必要ありません。

以上です。

○吉田議長 ほかに質疑はありますか。

金繁議員。

○金繁議員 これ、受入れ側の保育所の人員というか、受入れ体制はどうなるんですか。

○吉田議長 土居子育て支援課長。

○土居子育て支援課長 余裕活用型としておりますので、通常保育の中で、何というんですか、定員の、保育士の配置があるので、なかなか保育所の定員というわけにはいかないんですけど、その日、子供さんが預けられる保育士の数に合わせた余裕の部分でお預かりするということになります。

以上です。

○吉田議長 金繁議員。

○金繁議員 そうするとその余裕がない場合にはお断りをせざるを得ないという状況になるということですよ。分かりました。

○吉田議長 ほかに質疑はありますか。

ないようなので、これで11番、乳児等通園支援事業について終了いたします。

続きまして、12番、保育所の休園について、理事者の説明を求めます。

土居子育て支援課長。

○土居子育て支援課長 それでは続きまして、保育所の休園について御説明いたします。

政策の発生源、また経緯ですが、町立保育所の現況については、11月11日の議員全員協議会において御説明をさせていただいております。

緑保育所については、保育所統廃合の基準によりその対象となっていることから、保護者会との継続した意見交換に加え、地域懇談会を開催し、保育所の現況や活動状況を説明の上、意見交換を実施しております。令和8年度の保育所等入所申請については、全ての入所を決定し、本日、保護者へ決定通知を発送する予定としております。緑保育所においては入所希望がなかったことから、令和8年度は休園することとしております。在園児の保護者、また緑・山出・僧都地区の皆様には1月30日付でお知らせをさせていただいております。なお、各保育所・幼稚園への入所については、申請した全ての児童の入所が決定しており、待機児童は発生しておりません。

事業の概要ですが、緑保育所の休園により、同保育所で実施しておりました一時保育事業は城辺保育所へ、子育て支援センターこあらはあいなん幼稚園へ移管し、事業を継続いたします。

総合計画との整合性については、保育サービス等の充実としております。

他の自治体の類似する政策との比較検討ですが、少子化による就学前人口の減少や施設の老朽化などを主な背景として、多くの市町で統廃合の実施や検討が進められております。

町民参加の有無とその内容ですが、緑保育所は、令和8年度は休園としておりますが、今後については引き続き地域の皆様とも意見交換を実施しながら、検討してまいりたいと考えております。

関係ある法令及び条例は記載のとおりです。

事業費内訳・財源措置については、保護者負担金、国及び県3分の1補助の交付金により、引き続きそれぞれ事業を実施してまいります。

将来にわたるコスト計算では、令和8年度当初予算では一時保育事業48万5,000円、子育て支援拠点事業38万1,000円をそれぞれ見込んでおります。

以上、保育所の休園についての説明といたします。

○吉田議長 説明が終わりました。

質疑はありますでしょうか。

金繁議員。

○金繁議員 緑保育所が休園ということなんですけど、これまあ一旦休園して、また子供が生まれてきて、必要ですとなったら再開ということになるかと思うんですが、一応休園なので、そのときの再開の条件みたいなものというのは今、決まっているんですかね。

○吉田議長 土居子育て支援課長。

○土居子育て支援課長 統廃合については、御存じのように10人程度というところで、児童が1

0人程度というところで統廃合の協議に入るといふことによりまして、同様に再開についてもその程度の児童が見込まれるというところで、また協議を検討ということになるかと考えております。

以上です。

○吉田議長 金繁議員。

○金繁議員 あと、はまゆう乳幼児保育所、10人、ゼロ歳がいらっしゃって、結構、町内では一番多いんですけど、城辺保健所におれんじくらぶが移動した後、その建物も乳幼児保育所として何か活用される予定はあるんですか。

○吉田議長 土居子育て支援課長。

○土居子育て支援課長 申し訳ありません、ちょっとはまゆう保育所自体は私立の保育所ですので、どのような事業展開かというのは把握しておりません。

○吉田議長 ほかに質疑はありますか。

ほかに質疑がないようなので、12番、保育所の休園についてを終了いたします。

続きまして、13番、児童福祉法等一部改正に伴う条例の一部改正についてを、理事者の説明を求めます。

土居子育て支援課長。

○土居子育て支援課長 それでは、児童福祉法等一部改正に伴う条例の一部改正について御説明いたします。

条例改正の経緯ですが、いずれも上位法令の改正に伴う条例の適正化を実施するための一部改正となります。一つは、児童福祉法の改正により、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等が創設されたことに伴うとともに、国家戦略特別区域法に基づく地域限定保育士制度を一般制度化する改正が行われたため、条例についても改正を行うこととしております。二つ目は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の公布により、各保育所等における子供の健康管理の円滑な実施に資する所要の改正が行われるためです。

では、児童福祉法等の改正内容ですが、一つは、虐待に関する通報義務等については、児童や保護者が不安を抱えることなく安心して保育所等へ通い、預けられるような環境を整備するため創設され、児童に対して職員が行ってはならない禁止行為として掲げられる行為に加え、通報義務等が追加されております。地域限定保育士の一般制度化については、地域における保育人材確保のための特例措置として、地域限定で保育士と同様に業務を行うことを可能とする制度です。愛媛県がこの制度を活用し「認定地方公共団体」となった場合に、地域限定保育士試験を実施し、愛媛県においてのみ地域限定保育士として業務を行うことができます。三つ目の、乳幼児健康診査による保育所等の健康診断の代替については、乳幼児健康診査の内容が保育所等の健康診断の全部または一部に相当すると認められるときは、これを行わないことができるということとされました。

3、一部改正予定の条例・内容については、3月議会定例会へ議案を上程の予定としております。3つの条例について、それぞれ必要な改正を行います。

以上、説明といたします。

○吉田議長 説明が終わりました。

何か質疑はございますか。よろしいですか。

なければ、13番、児童福祉法等一部改正に伴う条例の一部改正についてを終了いたします。続きまして、14番、指定管理候補者の選定について、理事者の説明を求めます。

濱総務課長。

○濱総務課長 指定管理者選定委員会の幹事課が総務課になりますので、私のほうから説明をさせていただきます。

1の政策の発生源・提案に至るまでの経緯としまして、愛南町子どもの居場所b&gあいな

ん、愛南町御荘夢創造館の2施設が、令和8年4月1日より新たに指定管理の開始を予定しており、記載のとおり指定管理者選定委員会を開催いたしました。その協議の結果、2施設とも公募を行うこととし、1月5日から1か月間公募を行い、2施設とも社会福祉法人愛南町社会福祉協議会のみ応募がありました。去る2月13日の指定管理者選定委員会において、応募者のプレゼンテーション・質疑応答を行い、委員会として適切に対応できると判断したところでもあります。(4)の今後のスケジュールとしまして、3月議会に指定についての議案を上程し、承認をいただきましたら、4月から指定管理による管理運営を行う予定としております。

2の事業の概要、3、総合計画との整合性、4、他の自治体の類似する政策との比較検討、5の町民参加の有無とその内容、6の関係ある法令及び条例は、記載のとおりであります。

7、事業費(内訳)・財源措置につきましては、2施設とも指定管理料を支払う予定としており、子どもの居場所b&gあいなんについては1,519万2,000円、御荘夢創造館については1,269万円です。なお、子どもの居場所b&gあいなんにつきましては、B&G財団より運営に係る助成金として1,440万円が助成されますので、財源措置をしております。

8の将来にわたるコスト計算につきましては、前段で述べた指定管理委託料をはじめ、施設維持管理に係る経常経費や修繕料について、各施設と締結する協定に基づき費用が発生します。

以上で説明を終わります。

○吉田議長 説明が終わりました。

何か質疑はございますか。

質疑がないようなので、これで14番、指定管理候補者の選定についてを終了いたします。

続きまして、15番、非常勤特別職の報酬等の見直しについて、理事者の説明を求めます。

濱総務課長。

○濱総務課長 非常勤特別職の報酬等の見直しについて、1の概要についてです。国家公務員の旅費法の改正により、日当が廃止されたことを受け、本町においても制度の整合性を確保するため、非常勤特別職の報酬の見直しに着手しております。これは先般、1月13日の議員全員協議会で、執行部からの提案の下に、議員の皆様と協議をしていただきました。本日はその協議を受け、報告というふうにさせていただきます。

2の見直しにつきまして、改正する報酬について、近隣自治体などから情報収集し、執行部から提案した案は、おおむね増額の提示をさせていただいております。前回の全協で皆様に御協議いただきましたが、一部の議員から、監査委員の報酬額について、もっと上げてほしいという御意見を頂きました。それを受け、議員報酬の改定率や他団体との均衡を踏まえた結果、当初の提案額が妥当ではないかというふうに判断させていただきました。したがって、前回の提案額からその額の変更はしておりません。2番の改正しない報酬につきましては、前回の全協で御説明しましたが、主に日額報酬の委員です。理由としては、標準的な会議時間が二、三時間で、他団体の同種委員報酬と比較しても低い水準になく、今回は改正せず据置きとさせていただきます。

3の改正案の予算影響額ですが、改正に伴う影響額はプラス年間85万円です。なお、この額は報酬増額に対し日当廃止分も考慮させていただいております。

以上で説明を終わります。

○吉田議長 説明が終わりました。

質疑は何かございますか。

質疑がないようなので、これで15番、非常勤特別職の報酬等の見直しについてを終了いたします。

続きまして、16番、課設置条例の一部改正について、理事者の説明を求めます。

濱総務課長。

○濱総務課長 課設置条例の一部改正について、1番の課設置条例の今回の一部改正についてですが、本町の重要課題に迅速かつ的確に対応し、持続可能な町政運営を推進するため、次のとおり組織改編を実施します。

1番、海業振興課の設置につきましては、本町の基幹産業である水産業の振興に加え、海洋資源を多角的に活用する海業の取組を推進するため、組織を抜本的に再編します。改編の内容は、水産課と海業推進室を統合し、海業振興課を新設します。事務の整理としましては、水産課が所管していた「漁港及び海岸に関すること」を建設課へ移管し、ハード部門の役割分担を明確化します。

(2)の、総務課に財産管理室の設置につきましては、町有財産の適正管理を図るとともに、喫緊の課題である空き家の適切な対応を進め、地域活性化施策に向けた取組を総合的に推進します。また、DX推進における戦略策定とシステム運用・保守の役割を明確化します。改編の内容は、総務課に財産管理室を新設します。事務の整理としましては、建設課事務分掌の空き家等の対策に関することを総務課に移管し、また、総務課所管の「情報及び電算に関すること」は「電算に関すること」というふうにします。

次の、(3)企画財政課にDX推進室の設置につきまして、デジタル技術を活用した業務改革や住民サービスの向上など、全庁横断的な司令塔としてデジタル変革を加速させます。改編の内容は、企画財政課内にDX推進室を新設します。事務の整理としましては、総務課所管の「情報及び電算に関すること」のうち「情報に関すること」について企画財政課に移管し、「情報及びDXに関すること」として、政策立案と実行を一体的に行う体制を整備します。

次に、建設課に高速道路推進室の設置につきまして、町の将来を左右する重要事業である高速道路整備を確実に前進させるとともに、漁港等のインフラ管理を一体化し、効率的な維持管理体制を構築します。改編の内容は、建設課内に高速道路推進室を新設することです。事務の整理としましては、水産課所管の「漁港及び海岸に関すること」を、建設課が一体的に管理することで、技術専門職員の柔軟な配置と迅速な災害対応等を可能とします。

以上、課設置条例の一部改正について説明を終わります。

○吉田議長 説明が終わりました。

質疑はありますでしょうか。

金繁議員。

○金繁議員 いろいろなことにチャレンジしていくために組織改革されると思います。

3点ほどお聞かせください。

まずこれ、いろいろな専門の室をつくるんですけれども、例えば水産と海業推進室は統合して海業推進課になるんですけど、その横連携、農業とか商工観光とかというのはこの再編によって進むかどうか、どのように進むのかというのが1点。

2点目は、室長はそれなりの責任が発生して、重責だと思ってしまうんですけれども、室長の職責はどのようにお考えかというのと、それから級ですよ、愛南町の場合5級が課長で、4級が課長補佐なんですけれども、その間の結構大事な仕事になるかと思うんですけど、そこに新たな級なりを設けるのか、それともどちらかに入るのか、お聞かせください。

そして3つ目は、せっかく町政運営のためにこういうことをしますと、とってもチャレンジングでいいことだと思うので、町民の皆さんにもこういうふうに変化しますということを告知、広報することも大事ではないかなと思うんですが、その辺をどのようにお考えか。

以上、3点をお願いします。

○吉田議長 濱総務課長。

○濱総務課長 まず1点目の横連携につきましては、今現在、もう既に海業推進室や農業支援センター、そして商工観光課のその連携というのは取れているものと認識しておりますので、それはこれまでと変わらず実施されるものと思います。

2点目の室長のポストですけれども、今のところ室長のポストにつきましては、管理職がそこに設置されるというふうな認識でおります。これにつきましては人事のことになりますので、今現在、それについては、ここで明言は避けたいと思います。

そして、告知に関してですけれども、この人事異動の内示が出た際に、それぞれまた広報等で、課が新設されますとか、そういった告知はしていこうというふうに思っております。

以上です。

○吉田議長 ほかに質疑。

金繁議員。

○金繁議員 ありがとうございます。

1番目のことについてもう一回お聞きします。

今も横連携できているということで、特に海業推進に関してはそうだと思うんですけれども、新たにできる財産管理室、総務課に置くということで、私たち総務文教委員会でも公共施設の利活用について今、調査をしてきました。他市町の状況を見ますと、やはりチャレンジしていくためには商工観光とか、それなりのその町を活性化するんだという部署に置かれているようなんですけれども、でもまあどうしても総務課に財産管理ということを全く委ねると、管理するほうに重点を置かれて、その積極活用、売り出すとか活用する、アピールしていくというところはまた別のパワーが要るのではないかと私個人は感じたんですけれども、その辺についてはいかがお考えですかね、この財産管理室の意義についてです。

○吉田議長 濱総務課長。

○濱総務課長 今、御指摘なのはマネジメントのことになるろうかと思えますけれども、これまでも、過去の議会の町長の答弁でも、そういった財産を活用していく、マネジメントしていくというふうな発言がございました。今回につきまして、この財産管理室を設けることによって、そこにも注力していくという意思の表れでございます。

以上です。

○吉田議長 ほかに質疑はありますか。

鷹野議員。

○鷹野議員 今の関連質問なんですが、総務文教委員会で所管事務調査、廃校施設の利活用ということで調査してまいりまして、まだまとめは、執行部のほうには提出どうか分かりませんが、見ていないとは思いますが、そういった学校施設の、2番目の財産管理室の設置ということで、町有財産の適正管理を図るということの趣旨から考えれば、学校施設、これはもう今、喫緊の課題だと思います。空き家対策ということもありますけど、廃校になった施設、例えば教員住宅の後をどうするのかとか、そういったほうが今、学校教育課等の、これも横の関係だと思うんですよね。その辺のことで、この財産管理室の設置の中にはそういった学校施設というのは含まれないのですか。

○吉田議長 濱総務課長。

○濱総務課長 今おっしゃった財産というのは行政財産、我々が今、総務課の管財係で持っているのは普通財産になります。その普通財産をベースに今、ミニマムなスタートでやっていくということで、先ほどの横連携というふうなお話にありましたが、この行政財産につきましては、まだ横連携ということで、教育委員会と相談しながら進めたいというふうに思っております。

以上です。

○吉田議長 ほかに質疑はありますか。

田中議員。

○田中議員 1番はいいんですけど、2番、3番、4番、大体、人的な規模、推進室で働くというか、予定をしている人の人数は、もし決まっていたらちょっと教えてください。

○吉田議長 濱総務課長。

○濱総務課長 人事の件になりますので、ここでは明言を避けたいと思います。

○吉田議長 ほかに質疑はありますか。

中村町長。

○中村町長 鷹野議員の質問に、私の思いとして、愛南町は公的な施設をたくさん持っています。本当に今からスクラップ・アンド・ビルドをどうしていくかという、それぞれの課が今まで考えてはきたんですけど、やっぱりそろそろまとまって、考えていく必要があるなということで、そのスタートとして今回、室をつくって、空き家ももちろんそうなんですけど、それ以外のまず普通財産的な部分から、で学校教育課とかほかの課が自分のところの行政財産を考える際にも、できればこの室と一緒に考えていくと。場合によったら、本当にどうしてもその部分を大きくする必要があるとなれば、課として動くことがあるかもしれません。というぐらい、愛南町自体はたくさん公共施設を持っています。もう本当に、学校、言われるように学校だけでもたくさんの量を持っていますので、そのスタートをまず今回きちっと、担当者ではなくてまずは室としてそういうものを、動くためのスタートを切っていくという思いで、今回、考えております。

以上です。

○吉田議長 よろしいですか。

鷹野議員。

○鷹野議員 ですから、普通財産、行政財産、その辺の区分けですね、その辺をしっかりとやっていかないと、今までずるずるずるで来ていると思うんですよ。だからもうここではっきりとその辺の区分けをして、もう、スクラップするんだったらそうすると、そういった再利用できるんだったら、その辺のあれを早急にやるべきだというふうに考えます。

以上です。

○吉田議長 よろしいですか。

木原副町長。

○木原副町長 私のほうからもお答えさせていただきます。

現在、個別施設管理計画を、企画財政課が公会計の立場から持っている部分があります。それも今回、財産管理室に移して、個別施設管理計画ということで、普通財産、行政財産全て網羅して動き始めたいと考えておりますので、その辺も含めてよろしくお願いします。

○吉田議長 ほかに質疑はありますか。よろしいでしょうか。

質疑がないようなので、課設置条例の一部改正については終了いたします。

続きまして、17番、愛南町過疎地域持続的発展計画の策定について、理事者の説明を求めます。

清水企画財政課長。

○清水企画財政課長 企画財政課から過疎地域持続的発展計画の策定について説明いたします。

これは、現在の過疎計画が本年度をもって終了するために、法の規定により新たな計画を策定するものです。この計画は事前に愛媛県との協議が必要でありまして、先般、その協議が終了したため、3月定例議会に上程するものです。

計画は2ページからとなりますが、概要につきましては、計画期間が令和8年度から令和12年度までの5か年となっています。

計画の構成などは、国から示された作成例に従って作成しており、愛媛県との協議も終了し、異議がない旨の回答を得ているところです。

基本方針は、現計画と同じで変更ありません。掲載のとおりでございます。

計画の17ページ以降には、法律により指定された、地域の持続的発展のために実施すべき施策に関する11の項目を定めて、それに具体的な事業を掲載しております。本町は期間内に実施される可能性がある182事業をピックアップしています。この掲載がないと、財源措置

が有利な過疎対策事業債を借りることができないことになっています。そのため、ソフト事業・ハード事業ともに幅広い事業について抽出しております。

総合計画の位置づけは、政策4になります。

他の自治体との比較検討はしておりません。

町民の参加につきましては、町内の全区域が過疎地域になるため、全町民に影響するものです。

関係法令等につきましては、御覧のとおりです。

事業費・財源につきましては、今回は町独自に計画を策定しているため、事業費は発生しておりません。

将来にわたるコスト計算も、発生するコストはございません。

以上、説明を終わります。

○吉田議長 説明が終わりました。

質疑はありますでしょうか。

この案件については二重線、下線が引かれていませんが、3月に上程予定です。

質疑がないようなので、これで17番、愛南町過疎地域持続的発展計画の策定についてを終了いたします。

続きまして、あと3項目でございますので、続けて審議をしていきたいと思っております。

18番、愛南町教育世代児童生徒就学応援金支援事業について、理事者の説明を求めます。坂本学校教育課長。

○坂本学校教育課長 それでは、学校教育課から御説明いたします。

愛南町教育世代児童生徒就学応援金支援事業についてです。

まず、1の事業の目的ですが、物価高騰に係る教育に要する経費の負担増を踏まえ、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校に就学中の児童生徒の保護者に対し、応援金を補助して就学に要する保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的に、令和5年4月から3年間の期限付事業として実施しております。事業の期限が今年度末で失効となることから、子育て世代の保護者に対し、内容を一部変更して、引き続き支援を実施したいと考えております。

2の現在の支給内容ですが、就学応援金として、児童生徒1人につき2万円を保護者に支給しております。なお、要保護世帯と準要保護世帯については、児童生徒1人につき、さらに1万円が加算されます。さらに、新入学時には、小学生3万円、中学生4万円、高校生5万円が入学準備金として支給されております。

3の令和8年度からの支援内容についてですが、新入学時の支援金については、変更はありません。小学生3万円、中学生4万円、高校生5万円を支給します。変更する点は、児童生徒1人につき2万円を支給していた応援金を廃止し、新たに修学旅行の補助として、小学生1人3万円、中学生4万5千円、高校生5万円を補助し、要保護世帯及び準要保護世帯については全額補助とすることとしております。変更の理由としましては、この事業の予算は毎年4,000万円前後の予算を計上しており、毎年多額の予算を必要とすることから、3年間の期限付事業という形で実施しておりました。教育委員会としては、引き続き、児童生徒を持つ保護者の経済負担の軽減と、小学校から高校までの長期スパンで教育に係る費用の支援をしたいと考え、一律2万円の応援金を廃止する代わりに、新たに修学旅行に係る経費を補助することとしました。なお、この補助金額は、小学校、中学校では修学旅行費の保護者負担額の約3分の2となる金額を、また高校では同じく約2分の1となる金額を補助したいと考えております。

4の総合計画と整合性は、施策5-1「学校教育の充実」、基本事業名は「安全安心な教育環境の整備」です。

5の他の自治体の類似する政策との比較検討ですが、他市町でも同様の支援金、応援金制度を設けていますが、近隣の南予の町については全て入学時に3万円を支給するのみという自治

体がほとんどでございます。また、高校生へ補助を行っている事例は、近隣市町村ではございません。

7の関係ある法令及び条例は、愛南町教育世代児童生徒就学応援金支援実施要綱です。

8の事業費と財源につきましては、入学支援金の合計が1,146万円、修学旅行補助が1,211万5,000円で、両方合わせて2,411万5,000円を見込んでおります。なお、財源はふるさとづくり基金を活用します。

最後に、将来にわたるコストですが、今後、今年度と同等の予算を要する見込みですが、児童生徒の減少に応じて、年々縮減していく見込みであります。

以上、説明を終わります。

○吉田議長 説明が終わりました。

質疑はありますでしょうか。

尾崎議員。

○尾崎議員 現行のこの制度は3年間の期限付ということであるわけですがけれども、8年度からの支援についてはどうなんでしょうか。期限付ではないんでしょうか。

○吉田議長 坂本学校教育課長。

○坂本学校教育課長 一応、期限は設けない形では検討しておるところでございます。

以上です。

○吉田議長 ほかに質疑はありますか。

金繁議員。

○金繁議員 新たに修学旅行補助も始められるということで、いいと思います。

生徒が減少しているので、町の経済的な支援の額も減っていくということなんですけど、実際、物価高騰で、こういう支援が欲しいという意見というか、声というのがあったんですかね。それとも現状を見て、必要だろうと御判断されたのですか。どちらか、もしくは両方なのか、お答えください。

○吉田議長 坂本学校教育課長。

○坂本学校教育課長 引き続き実施するということなんですけど、議員がおっしゃられたように、やはり現在も物価高騰が続いておりますので、その辺りは引き続き、教育関連の支援としては、教育委員会としては必要であろうということで、今回の内容で、一部変更をして、引き続き補助をしたいと考えたところでございます。

以上です。

○吉田議長 ほかに質疑はございますか。

石川議員。

○石川議員 高校生の新入学時と修学旅行補助なんですけど、これは南高に限ったことではなくて、町外、県外でもこれは出されるということでしょうか。

○吉田議長 坂本学校教育課長。

○坂本学校教育課長 入学時の応援金としては、これまでも、町外の高校に通っている方にも支給はしておりましたので、これは引き続き継続したいとは考えております。ただ、高校のほうなんですけど、これは高校で、皆さん行かれる高校が違いますので、町外の学校で、なかなか修学旅行の把握ができないということもあって、また、それぞれの学校で行き先も違いますし、当然、旅費も大きく違ってくるということで、修学旅行については、町外の学校に行く方については今回、対象外にしたいと考えております。

○吉田議長 石川議員。

○石川議員 先ほどこの応援金の事業は、期限付ではなくて、今後ずっとやっていくということであれば、やはりその辺り、南宇和高校の学生と、やっぱり町外の学生とではやっぱり差をつけるべきだろうと思うし、もし、高校生も人数が少ない中ですから、修学旅行の補助ももうちょ

っと南高のほうは出してあげて、町外の人とやっぱり区別をつけるようにしないと、やっぱりそこが本当の公平じゃないかなというふうに思いますので、ぜひ御検討いただきたいと思ます。

○吉田議長 坂本学校教育課長。

○坂本学校教育課長 御指摘の点についてはまた内容を精査させさせていただきたいと思ます。

○吉田議長 ほかに質疑はありますか。

ないようなので、18番、愛南町教育世代児童生徒就学応援金支援事業についてを終了いたします。

続きまして、時間がちょっとタイトになっていますので、すいません、継続させていただきます。19番、愛南町学校の未来検討委員会について、理事者の説明を求めます。

坂本学校教育課長。

○坂本学校教育課長 愛南町学校の未来検討委員会について御説明します。

初めに委員会の目的ですが、本町の近年における急激な出生数の減少や、町内ほとんどの小中学校の校舎・体育館等の施設が築30年以上を経過し、今後、大規模な改修・更新が必要な状況となっております。本町の社会環境が将来的に縮小していく中で、愛南町の未来を担う子供たちにとって望ましい、愛南町の地域性を生かした教育環境を整備するため、学校の未来検討委員会で協議を行い、本町の現状と将来に対応した再編計画を作成したいと考えております。

2の委員の構成は、条例に定める定数の20名です。男性12名、女性8名となっております。そのうち、公募委員は男女1名ずつの2名であります。なお、本委員会の委員長には、愛媛大学教職大学院教授の露口健司さんをお願いをしております。今回、委員の皆様方の氏名は非公開としておりますが、御本人の承諾の下、委員長に限りお名前を公開しております。

3の第1回会議の内容について報告いたします。去る1月28日、水曜日の午後7時から会議を開催しております。当日の参加人数は17名です。協議事項はこの資料の3に掲載のとおりでございます。

次に、4の今後の進め方ですが、第2回の会議を3月25日、水曜日、午後7時から開催する予定としております。今後の会議において、保護者、児童生徒及び教職員へのアンケート調査を実施する予定としております。また、本町における適正な学校規模・配置に関する基本的な考え方を共有し、他市町の事例や学校環境の変化を踏まえながら、具体的な再編の必要性の可否について協議・検討を行ってまいりたいと考えております。今後の具体的な流れとしましては、令和8年4月から11月までに6回の会議を開催します。ですので、合計8回、会議を開催する予定です。委員会の協議結果を答申書としてまとめ、令和9年1月または2月頃をめどに、露口委員長から中尾教育長へ答申を行う予定です。令和9年4月頃から町教育委員会が各地域を順に訪問し、答申書の内容について説明会を開催して、意見聴取・意見交換を行いたいと思ます。また、並行してパブリックコメントを実施いたします。(3)の令和9年12月頃に、その説明会の内容を踏まえて、令和9年12月頃、新愛南町学校再編計画(仮称)を策定し、公表する予定としております。

なお、第1回会議の会議録につきましては、今週の水曜日に教育委員会のホームページにアップしておりますので、会議内容についてはそちらで御確認をいただければと思ます。

以上で資料19の説明を終わります。

○吉田議長 説明が終わりました。

何か質疑はありますでしょうか。

金繁議員。

○金繁議員 いよいよ始まったということなんですけれども、今後の進め方の(2)に、令和9年4月頃から、なので今年12月までにその計画案をつくって、来年度の4月から各地域を順に訪問して、説明会を開催して、意見聴取を行うということなんですけど、意見聴取を行った

後、またこの委員会を開いて、計画内容を再検討するということはあるのか。それとも、12月までに、説明会の前に決めてしまう、決めてしまうという一応の計画をつくる前にいろいろな意見を聞いていただけるのか、ちょっと一般質問したときは何かそんな可能性もあるように聞いて、楽しみにしているのですが、どちらもされるのか、それともどちらかなのか、教えてください。

○吉田議長 坂本学校教育課長。

○坂本学校教育課長 あくまで現時点での方向性になりますけれども、その令和9年4月頃から各地域を順に訪問して、地域の皆さんと意見交換をします。その結果、いろいろな御意見が出ようかと思っておりますので、当然それは委員会のほうでもう一回確認をする作業が生じると思っております。それも含めての最終的な計画の取りまとめに至るというようなイメージを持っております。

以上です。

○吉田議長 ほかに質疑。

金繁議員。

○金繁議員 では、今年末に一応のその計画案がつくるまでの間に、いろいろな意見を聞いてもらえるようなオープンな場というのは持っていないんですかね。

一般質問のときに、そんな可能性もなくはないような記憶があるんですけども。ぜひ、この会議自体が、会議録は公開していただいているんですけど、会議自体が非公開なので、いろいろな意見をぜひ案の中に生かせる形で聞いていただけたらと。そういう希望の声もちらほらと保護者の方たちからも聞いていますので、ぜひ御検討いただけたらと思うんですけどいかがでしょうか。

○吉田議長 坂本学校教育課長。

○坂本学校教育課長 御質問の件ですが、先ほども少し申し上げましたが、アンケート調査を実施する予定としておりますので、そこは地域の皆さんとか保護者の皆さんにも範囲を広げて、できるだけ広い範囲で意見が酌み取れるような形でちょっと実施はしたいと考えております。

以上です。

○吉田議長 ほかに。

石川議員。

○石川議員 この未来検討委員会の検討に当たって、未来の定義、何年先を目指してこれは検討されるのか。検討委員会ですから当然、何年先を見据えて検討してくださいということで話はされていると思うんですが、何年先を定義されて検討されているのでしょうか。

○吉田議長 坂本学校教育課長。

○坂本学校教育課長 未来という名称がありますが、具体的に何年かというのは、例えば50年先とか、50年から向こうというのは現実的には当然ないとは思いますが、当然、10年後であったりとか、まあ近い、それから20年後をイメージをして、会議で検討したいと考えております。

○吉田議長 ほかに質疑はありますか。

ほかに質疑がないようなので、19番、愛南町学校の未来検討委員会についてを終了いたします。

皆さんの議事進行、スムーズな進行に協力いただいて、最後の20番項目となりました。平城小学校・城辺小学校・御荘中学校屋内運動場空調設備工事について、理事者の説明を求めます。

坂本学校教育課長。

○坂本学校教育課長 平城小学校・城辺小学校・御荘中学校の屋内運動場空調設備工事について、現在の状況を報告させていただきます。

まず、1の実施設計業務委託についてですが、委託設計事業者は宮本設計事務所です。この委託設計事業の完成年月日は令和8年1月5日となっております。各工事の実施設計金額は、平城小学校4,686万円、城辺小学校4,664万円、御荘中学校4,994万円となっております。お手元のタブレットの資料の2枚目以降には、平城小学校以下の各学校の関係図面を添付させていただいております。まず、平城小学校のところで見ていただければと思うんですが、1枚目には空調機器について示しておりますが、こちらについては一般的な体育館で採用されております空冷ヒートポンプエアコンで、体育館内に10基を設置する予定です。関係資料の2枚目に平面図を掲載しております。4枚目に体育館の写真入りで設置箇所を示した資料を添付させていただいておりますので、御確認いただければと思います。以下、城辺小学校、御荘中学校も同様でございます。

資料の1ページに戻っていただきまして、2の入札についてですが、1月23日に入札の公告を行いました。2月13日に入札会を実施しましたが、3件とも応札者がありませんでしたので、不落札という結果となっております。今後の対応ですが、不落札となった原因を調査した結果、資機材等の単価が高騰したことによるものと思われまます。設計書の内容を再度精査して、3月の入札会に改めて公告をして、再入札を行いたいと考えております。

以上、報告を終わります。

○吉田議長 報告が終わりました。

質疑はありますでしょうか。よろしいですか。

金繁議員。

○金繁議員 すいません、直接関係ないんですけども、もしよろしければお答えください。学校教育課の関係なので、学生寮の建設について、当初、3月当初予算に入れるというお話だったと思うんですけど、今回の予算には入れないんですかね。

○吉田議長 どうでしょうか。答えますか。関連になりますけれど。

坂本学校教育課長。

○坂本学校教育課長 お答えいたします。

学生寮の当初予算については、1月13日の議員全員協議会が終わった後に、またその後、議員の皆様方に理事者から現状報告をしたと思います。その中で、新たな選択肢が発生したということで、新たな選択肢とこれまでのムービングハウスで、今後の維持管理コストであるとか、そういう精査が必要であるので、それが、精査が終わった時点でまた議会の皆さんに報告をさせていただいて、方向性が決まるということでもありますので、現時点ではどうなるかというのがまだ確定しておりませんので、当然、当初予算には今回は計上しておりません。ですので、方向性が決まった時点で、また臨時議会等でまた予算の御審議をいただければと考えております。

以上です。

○金繁議員 ありがとうございます。

○吉田議長 今回の件に関して、質疑はほかにありますか。ないですか。

長時間にわたりましてありがとうございました。これで審査項目は終わります。

執行部の退席を求めます。ありがとうございました。

(執行部退席)

○吉田議長 今ここで、暫時休憩いたします。

(休憩)

○吉田議長 休憩を解きます。

引き続きまして、議会協議に入ります。

まず最初に、本日の重要案件抽出の協議について、執行部から報告の20項目のうちの19

ですね、17番が二重下線になっておりますので、定例会に関わる案件になります。

3月定例において委員会付託とする案件などについて、何か意見はございますでしょうか。特にございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○吉田議長 じゃあここについては、抽出案件はなしということで終了いたします。

次に、令和8年度一般会計「議会費」、それから「議会運営事業」の予算について、議会資料の1を御覧ください。

事務局の説明を求めます。

土居局長。

○土居事務局長 それでは私のほうから説明させていただきます。

タブレットの議会資料1を御覧ください。

令和8年度議会費の議会運営事業の当初予算の概要について説明させていただきます。

まず、4節共済費の議員共済会負担金につきましては、286万2,000円の増額となっておりますが、令和8年4月1日における現職議員の報酬月額をベースに算定されることから、昨年と比べて議員報酬の改定と議員1名分の増によるものであります。

続きまして、8節の旅費につきましては、309万2,000円の増額となっております。これは日当の廃止による費用弁償57万1,000円の減額と、2年に一度の議員全員での研修旅費を370万円計上したことによるものです。

10節需用費につきましては、18万4,000円の減額です。これは、昨年、改選により必要な消耗品費を計上していたため、その減額によるものです。

12節委託料につきましては、333万4,000円の増額です。これは、議場システムの更新のために330万円を計上したことと、インターネット配信業務委託料が値上がりしたことによるものです。

13節使用料及び賃借料につきましては、37万6,000円の増額です。これは、議員研修の現地で使用するバスの借り上げ料を計上したためです。

その他の予算につきましては、令和8年度とほぼ同じ内容となっております。

以上、令和8年度一般会計「議会費」「議会運営事業」予算の概要の説明とさせていただきます。

○吉田議長 何か御意見はございますでしょうか。

金繁議員。

○金繁議員 意見というより質問なんですけど、2点。

一つは、議員の期末手当の引上げ、12月にありましたけど、これによって年間幾らの増額となっているのか、すいません、ちょっとそこを教えていただきたいのと、2点目は、来年度の予算、財政が非常に厳しいので、各課何%引き下げようというお達しがあったみたいなんですけど、議会のほうにもそういう、何%減らしてくださいという要請はあったんでしょうか。

以上2点、お願いします。

○吉田議長 土居局長。

○土居事務局長 まず1点目の、議員の皆様の期末手当の引上げによる影響額については、こちらについては総務の職員係のほうで算出しておりますので、確認いたしまして、改めて後ほど報告させていただいたと思います。

2点目の、令和8年度当初予算編成に当たって何%減額というようなことで、執行部のほうより一律として通知のほうは参りましたが、先ほど概要で説明いたしましたとおり、来年度につきましては2年に一度の議員全員での研修等で、今年度と比較すると増額となりますので、そちらのほうをさきに説明させていただきます。予算査定のほうを受けております。

以上です。

○吉田議長 ほかに何かございますか。よろしいですか。

石川議員。

○石川議員 12番の予算の中の委託料の件なんですけど、その中で、会議録作成業務委託料、これはまだ委託しているんだろうとは思いますが、これもソフトで起こせば、ほぼほぼ、機械起こしの精度を、いいソフトを入れれば、ほぼほぼもうできるんじゃないかなと。委託しなくてもですよ。来年度は無理にしても、ちょっとこれは検討しないといけんのじゃないかなと。

それと、議会のインターネット映像。今ケーブルテレビにお願いしていますが、本当にケーブルテレビでいいのか、それともユーチューブにするのか、経費の辺りの計算も含めて、方向性を決めていかんといかんのではないかなというふうに思います。経費が厳しい折ですので、議会としても検討できるところは検討していくべきだというふうに考えております。

○吉田議長 土居局長。

○土居事務局長 貴重な御意見、ありがとうございます。

まず、12節委託料につきましては、会議録作成業務委託料、こちらについては、短時間における、例えば委員会とか、こちらについては石川議員がおっしゃったように、ソフトのほうで文字起こしを起こしまして、議会事務局職員のほうで会議録のほうの整文を行っております。ただ、やはりソフトで機械的に文字起こしをいたしましても、ある程度の整文は必要となつてまいります。長時間にわたる、例えば本日の会議とか、こちらの業務につきましては、ソフトで起こしてもかなり職員で会議録を整文するとなると何日も要しますので、こちらについては委託のほうをさせていただいているような次第でございます。今後につきましては、ソフトにつきましてもさらに精度の高いものがあるようでしたらそちらのほうを活用するなりして、できる限り予算のほうの縮減には努めてまいりたいと考えております。

さらにインターネット映像配信につきましても、現在、愛媛CATV様のほうに委託いたしまして、配信をしております。こちらについては、今後の状況を踏まえまして、先ほど御提案いただいたような手法が実際に取れるのかどうか。ユーチューブ配信につきましては、現在、議会運営委員会を試行的に映像配信しておりますが、まだまだ事務局を含め、議員の皆様にも、例えば休憩の取り方とか、その辺りお気をつけいただかないといけないところもありますので、試行を踏まえまして、今後の配信につきましてはまた検討させていただいたらと思っております。

以上です。

○吉田議長 ほかに何かございますか。

尾崎議員。

○尾崎議員 研修旅費ですね、370万6,000円増額ということで、これは2年に1回の議員全員の研修ということなんですけれども、ちょうど南宇和高校魅力化に学生寮のことを、今ちょうど重要議題で、みんな協議しよるところなんですけれども、先ほどの町からの説明でも、これは当初予算ではなくて臨時議会のほうでということに、どうも議案として上がるようであります。若干時間もありますので、できましたら今、町から提案のありましたムービングハウスですね、我々も議会で適正な判断をするためにも、前提としても、研修・視察先として、ムービングハウスの建設をする工場とか、実際の学生寮のムービングハウス、そういったところも見れば、また適正な判断ができようかと思っておりますので、もし可能であれば、時間的に余裕がありましたらその辺も検討に入れていただきたいと思います。

○吉田議長 ほかに何かございますでしょうか。

金繁議員。

○金繁議員 先ほど石川議員がおっしゃっていた会議録の作成業務委託料なんですけど、これ、専門の今、会社に委託されていると思います。数年前に、議会活性化がすごく進んでる議会に、北海道だったか行ったときに、これを地元の方に、若い人とかに委託して、地元の雇用にもな

る、方言も分かってくれるからすごい効率いいんですよというお話を聞いたことがあります。今、子供が少なくなっていて、例えばですよ、塾の先生とか、お仕事をできる方がいらっしゃると思うので、ぜひそういう検討もしていただけたらなど、再び申し上げておきます。よろしくお願ひします。

○吉田議長 ほかに意見はございますか。よろしいですか。

なければ、これについては終了にいたします。

その他の案件について、まず第1項目め、議員派遣結果報告(案)について説明を求めます。
土居局長。

○土居事務局長 それでは、議員派遣結果報告(案)につきまして説明させていただきます。

サイドブックスのほうに、現在、案のほうを掲載しておりますので御覧ください。12月定例会の議員派遣につきまして、3月定例会で報告する必要がございますので、事務局のほうで報告書の案を作成しております。内容につきまして御確認いただき、また御意見がありましたら頂けたらと思います。

以上です。

○吉田議長 議員派遣結果報告について、何か御意見ございますでしょうか。よろしいですか。

これでそのままじゃあ案を消して報告することにいたします。

その他のその他、すいません、3点ございます。

まず健康診断について、説明をお願いします。

土居局長。

○土居事務局長 それでは、その他につきまして、事務局のほうから3点、報告と御相談をさせていただきます。

まず1点目、健康診断につきまして、来年度、令和8年度以降の健康診断に関しましてお知らせいたします。

議員の皆様におかれましては、各自、各地区の公民館、集会所及び保健センター等で実施される特定健診・がん検診を受診いただいていることと思ひますが、希望される方は役場本庁で行われる町職員の健康診断も受診していただいております。来年度以降も希望する議員は町職員の健康診断を受診していただくことができますが、近年、町職員の健康診断を受診される議員が数名であるため、実施方法を変更させていただきます。

今後、議員が町職員の健康診断の受診を希望する場合、事前申込制とさせていただきます。理由といたしましては、これまでは受診しない方の分も含めて全議員分、受診に関する書類・用具等を用意しておりましたが、先ほど申したように大部分を返却している状況ですので、今後は申込者の分のみを用意するようにしたいと考えております。なお、この変更に係る注意点といたしましては、現在、町保健福祉課から各地区で行われる特定健診・がん検診の御案内がお手元に届いていることと思ひますが、そちらを受診される場合は確実にお申込手続をお願いいたします。これまではその手続を失念しても、急遽、町職員の健康診断を受診することができておりましたが、先ほど申したような手法を取りますと、今後はそれができなくなりますので御留意ください。

最後に、令和8年度に町職員の健康診断の受診を希望される議員の方は、2月27日、金曜日までに議会事務局にお申出いただいたらと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○吉田議長 これについて何か意見はございますでしょうか。大丈夫でしょうか。

続いて、議会ハラスメント防止条例について、説明をお願いいたします。

土居局長。

○土居事務局長 それでは私のほうから、愛南町議会ハラスメントの防止等に関する条例の制定に向けた進捗状況と今後の対応につきまして御報告させていただきます。

本町議会では、愛媛県内でもいち早いハラスメント防止条例の制定を目指し、検討を重ねて

まいりました。本条例は、制定されれば愛南モデルとして、県内はもとより全国の自治体から注目される重要な規範となります。このため、事務局では執行部を通じ、専門機関である第一法規株式会社による法令審査を実施し、実効性と適法性の両面から厳格な精査を行いました。

審査の結果、主に議会の機能と法制上の整合性の観点から、次の4点を整理する必要があるとの回答を得ました。

まず1点目が、組織の位置づけであります。議会に地方自治法上の附属機関を置くことは、法の規定する議会の役割に照らして、慎重であるべきとの御指摘がございました。

2点目に、文言の整合性であります。附属機関特有の表現である「諮問・答申」は誤認を招くおそれがあるとの御指摘がございました。

3点目に、予算の決定権限です。議員提案条例におきまして、報酬額等を条例内に固定して規定することは、町長が持つ予算編成権との兼ね合いから避けるべきとの御指摘がございました。

4点目、実効性の確保です。認定結果が裁判等で争われた際のリスクへの備えをより強固にする必要があるとの御指摘がございました。

これらの御指摘は、条例の根幹に関わる法的な課題を含んでおります。そのため、全国に誇れる完成度の高い愛南モデルとするために、現在、制度設計の再構築を検討しております。

当初、3月定例会での上程・成立を目指してまいりましたが、本町議会が掲げる高い理念性の象徴となる条例におきまして、僅かでも法令違反や運用の疑義を残すことは本意ではございません。スピード感も重要でございますが、それ以上に全国の模範となる、非の打ちどころがない条例とすることを最優先とし、3月定例会への上程は一度見合わせ、慎重かつ十分に審議を尽くすことと、先ほどの議会運営委員会で決定いたしました。

今後は、専門機関の指摘を踏まえ、議会運営委員会において慎重に協議を重ね、改めまして皆様にお示ししたいと考えております。

以上、報告となります。

○吉田議長 ハラスメント防止条例について、何かございますか。よろしいですか。

3月にはちょっと、定例会にはちょっと提案できない状態になっておりますので、御了承いただければと思います。

最後に、その他のその他、議会広報常任委員会について説明を求めます。

土居局長。

○土居事務局長 それでは3点目、議会広報委員会への移行に伴う委員選任の進め方について説明させていただきます。

先般、1月13日の議員全員協議会で共有いたしましたとおり、本町議会では広報活動のさらなる充実を図るため、議会広報特別委員会を常任委員会へと移行する方針であります。これに伴い、3月定例会におきまして、愛南町議会委員会条例の一部を改正する条例を上程予定としております。

条例改正の概要といたしましては、第2条第3項として、議会広報常任委員会（定数6人）を新設いたします。

施行期日は、公布の日から施行予定としております。

経過措置といたしまして、今回選任される委員の任期は、ほかの常任委員会の委員と整合性を図るため、ほかの常任委員会委員の任期満了日までとしております。

事務局といたしましては、3月定例会当日の円滑な議事進行のため、あらかじめ、可能であれば議員の皆様の間で御調整いただき、議会広報常任委員会の常任委員となる候補者6名の御内定をいただければと考えております。

この後、皆様で御了解をいただけるようでしたら、御内定をいただけましたら、3月定例会におきましては、議会広報特別委員会の調査報告をもって、特別委員会は終了となります。

その後、先ほど申しました一部改正の条例を上程いたしまして、議決いただき、可決・公布されることによりまして常任委員会が設置されることとなります。その後、暫時休憩を挟み、議員全員協議会にて、仮にこの後、御承認いただけるようでしたら、事前に調整いただきました委員候補者6名の最終確認をいただき、定例会再開後の本会議にて正式に委員の指名・選任を行います。

その後、暫時休憩を再度挟みまして、選任されました6人の委員の皆様は協議会室へ移動され、議会広報常任委員会を開催していただきます。そこで正副委員長候補を互選により決定いたしまして、再開後の本会議におきまして正式に正副委員長の指名・選任を行うこととなっております。

以上、議会広報常任委員会への移行に伴う委員の選任の進め方についての事務局からの御提案でございますが、皆様で御協議いただきまして、どうされるか御決定いただけたらと思います。

以上です。

○吉田議長 まだ決定ですね、まだ委員会が常任委員会になっておりませんので、皆さんの御意見で、もし内々定という形で、もし審議いただければと思いますが、どうでしょうか。

何か意見はございますでしょうか。

原田議員。

○原田議員 現在の特別委員会の委員の方々に、引き続いて常任委員会の委員になっていただけたらと思います。

○吉田議長 という意見が出ましたが、いかがでしょうか。

御異議ありますか。新たに。

岡議員。

○岡議員 任期があると思うのですが、今、私たちが入って1年たっておりますが、その任期の期間というのは、じゃあ今度、常任委員会になってから2年になるんですか。じゃなくて、1年。1年で、次は2年、次は2年。

(発言する者あり)

○吉田議長 ほかに何かありますか。

御意見がなければそのまま移行ということですが、それで現メンバーの方はよろしいでしょうか。

岡議員。

○岡議員 希望者の方を募ったほうがいいのでは。

○吉田議長 ぜひ、希望者の方はいらっしゃいますでしょうか。今のメンバー以外ということね。異議ないですか。よろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○吉田議長 一応、まだ常任委員会が設置されていけませんので、一応そういう形で、皆さんのほうでお含みおきをお願いいたします。

それでは、長時間にわたりまして本当にありがとうございました。20項目ありましたものですから、非常に長い時間がかかりまして、本当に申し訳ありませんでした。

はい。

○石川議員 その他のその他なんですけど、先日の南宇和高校の寮建設の報告会の件なんですけど、町民から議員の意見を聞きたいという意見が出ていました。

それと、あの議長の進め方だったら、議員が出席する必要性がなかったんじゃないですかね。私はそういうふうに思っていますけど。私は進め方についてちょっと疑義があるなというふうに思っています。

○吉田議長 今、石川議員の、趣旨がよく分からないんですが、どういうふうに。まあ例えば、議

員が委員会別にとということですか。対応をすればということですか。

石川議員。

○石川議員 町民から議員の意見を聞きたいというふうに発言されたと思うんですよ。

○吉田議長 そのこと。分かりました、分かりました。

○石川議員 その件について、全員議員がおる中で、そういう意見を言われて、議員が一言も発することができないと。議長の仕切りですから、それは本来だったら議長が、発言できる方って聞いていただければ発言する機会を得られたと思うんですが、あの仕切りはちょっと私、疑義が生じているというふうに思っています。

○吉田議長 今回の要望につきましては、住民の方で知らない方がいらっしゃると。ぜひそれを住民の方に伝えてくださいという要望でございましたので、今回の会を開催した、これは皆さんよく分かっていると思います。その中で、質疑についてはということで一応意見はいろいろありましたけれども、今回の意見が賛成か反対かという意見でございましたので、これはすいません。

(発言する者あり)

○吉田議長 議員の意見についても、今回の件についてはまだ確定事項ではないので、そこについてはまだ議論する場ではない、意見を言う場ではないという判断から、すみません、各議員に対しての振り分けは私の判断でしませんでした。

まただから改めてたまたもし、そういう必要があれば、またそういう報告会ですかね、必要なかなとは思いますが、あの段階では、そういう形ではまだ決定事項ではないという私の判断であります。

石川議員。

○石川議員 もう一点、全員議員が、議長が一人でしゃべられて、議長と、あと電子ボードの担当の田中議員、この2人がやられておったと思うんですけども、ほかの議員は何もすることがなかったというのが実態なんですけど、何か議員の中でその辺りの、この会の進め方等、話はされていなかったのでしょうか。

○吉田議長 その辺についてはございませんでした。私もちょっと大変だった、一人でやりましたけれども、そういう話は残念ながらありませんでした。

金繁議員。

○金繁議員 これまでですと、こういう報告会、説明会をするときって、一応タイムスケジュールと役割を、案を出していただいて、一応こういう全協で、これでよろしいですかということで、議員全員の合意を得て実行ということでしたよね。ですので、今回急遽されたという事情はあるんですけども、やはりそこはすり合わせというか、が必要だったかなと。

私は前の全協で、自分の意見、各議員の考えを言う項目を、スペースをつくっていただいていたのを、なくしてもいいんじゃないかという御意見があって、質疑応答のところで言えるんでしょうからいいですよということでしたんですけど、まさか一切発言をしたら駄目というふうになるとは思っていなかったです。

これはお互いにとってあまりいい結果にならないと思うので、今後、やっぱりすっきりと、みんなで合意してできるように、たたき台を出していただいて、みんなで合意してということにぜひしていただけたらと思いますので、ぜひ今後はよろしくお願いします。

○吉田議長 私からも。議運できちっと決めていただいて、私も本当に大変でした、一人でやるのは大変なので、分担を決めていただいて、ぜひやってください。そこはお願いいたします。

金繁議員。

○金繁議員 もう一つ、報告会で、気がついたというか考えたんですけど、いらしている方ってすごくたくさんいて、ありがたかったんですけど、議会のほうで全くその論点を整理できなかったもので、全然、賛成・反対が、論点がかみ合っていない。例えば、受入れ体制、県外の寮生を受

け入れる、その体制を整えるということに反対している町民の方ってほとんどいらっしゃらないと思うんですけど、何かそれを全部否定しているかのようにおっしゃったりとか、だんだん町民の、参加者の間で感情的な発言が出てしまって、大声になったりとか、あれはやはり議会の品位を保持するという意味でもよくないと思います。

今後の提案なんですけれども、過去において、客観的な立場からファシリテートとしてくださる方をつけたりしました。そのときは本当に問題点を整理しながら、皆さんに納得してもらったりとか、意見を十分に聞き取ることができました。やはりファシリテーターを、今後、こういう白熱しそうな場合にはしっかりとつけるということを提案したいと思います。

以上です。

○吉田議長 一つだけ。今回討論会ではないので、説明会、住民の方に幅広く周知してくださいという要望でしたので、今回はすいません、討論とかその辺については一切ございません。ですからもうああいう形になりますよね。

住民の方同士で、いろんな意見の方がいらっしゃいますので、当然あれだけたくさんいますと、いろんな考え方がありますから、それぞれの住民の方の意見は、十分、制限もしていませんから、十分、町民の方の意見は拾えたんじゃないかなというふうに思います。

金繁議員。

○金繁議員 その拾い方なんです。なので、論点をちゃんと整理すれば、ああいうふうに白熱して、別の参加者に対して、臆測で批判するようなこと、大声出したりとかっていうことを避けられたと思うんです。

やはり、きっちりとやっぱり論点を整理して、この点についてはどんな意見がありますかと、そこで一つ一つ引き出していくということをするべきであって、もうぐちゃぐちゃなまま、指名というか、どうぞ、どうぞ、どうぞと言うだけでは、参加された方も後でつらい気持ちになられている方もいらっしゃったようなので、やはりそこは議会の責任としてきっちりと、論点をしながらきっちりと意見を言っていたかと、集めていくということができれば、ああいうふうな感じにはならなかったと思いますので、今後、私のポイントはファシリテーションをしっかり後はやりましょうということです。

○吉田議長 ほかの議員の方はどうでした、参加されてみて。ちょっと私、コメントは避けませうけど。

尾崎議員。

○尾崎議員 前回の全員協議会するときにもちょっと要望というか、お話をさせてもらったんですけども、今回の要望書は事実をしっかりと説明してほしいという趣旨でありましたので、今度報告会をするに当たっては、計画を決める場ではないことと、賛成・反対を迫る場ではないこと、そして町民の皆さんに正確な情報を説明した上でその意見を伺って、今後の我々の適正な議決の参考にするというのが一番の目的であると私は認識しておりましたので、議員個々の意見を述べてというのは今回、議長が差し控えましたけど、これについては、それからすると適正な対応ではなかったかなと、私個人的には感じております。

以上です。

○吉田議長 岡議員。

○岡議員 私も当初からやっぱり何か対立構造というか、ああいう感じで進んでいくと、やっぱりああいう、意見としては出しようがない、出し方がないんだから、それは工夫を今後出席される方には工夫を考えてもらうようなこともあるし、我々も考えなくちゃいけないし。出席される人は冷静に話をしていくということが大前提にあって、もう感情的になってああいう意見を、なかなか收拾がつかない。議長は大変やったと思う。感情論でもう話をしてしまわれると、收拾がつかない。その辺のやっぱりやり方というのは考える、お互い。賛成・反対がぶつかってしまおうと、本当に收拾が。我々についてはどうしようもなくなるかなと私は思います。

○吉田議長 嘉喜山副議長。

○嘉喜山副議長 進行とかその辺も含めて、議長と相談しながらやったわけなんですけど、なかなか、議運のほうでも全然、細部は決めていなくて、もう議長判断でやったということが正直なところですよ。

だから、実際はもうちょっと事前に、こういう会であればどういうふうなやり方をするとか、そういったことを決めておくべきだったなと思っております。実際、やっぱり時間配分とかその辺も含めて、ほとんどこちらでやったので、今言われたらそれは反省の材料だと思いますけど、あの時点ではこれが精いっぱいとは私は考えています。

○吉田議長 次回もしこういう報告会を急遽するようであればまたきちっと議運でもんでいただいて、それに従って進めていきたいというふうに考えておりますので、今日の意見を参考に、次回もしあるとすれば、またその辺も判断していきたいというふうに考えております。

ほかに、その他のその他は何かございますでしょうか。

金繁議員。

○金繁議員 それと、町長に出された9日付の、説明会を開いてくださいと、あれについて町長から何らかの返答はあったんですかね。

○吉田議長 いや、まだ私の手元にはありません。来てないよね。

○土居事務局長 ないです。

○吉田議長 ほかに何かございますか。よろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○吉田議長 長時間にわたり本当にすいません、長い時間ありがとうございました。これで終了いたします。

最後に副議長、よろしく申し上げます。

○嘉喜山副議長 長時間にわたりまして御協議いただきまして、本当にありがとうございました。これを持ちまして全員協議会を終了いたします。